平成27年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

## はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第7回目の公表であり、平成27年(平成27年1月1日から同年12月31日まで)における裁判員裁判対象事件を対象としている。

- 2 本資料は、以下の4部構成をとっている。
  - (1) 第1の「実施状況の概要」(図表1ないし図表10)では、裁判員裁判対象事件の概況 データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判 員等の負担について示した。
  - (2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」(図表11ないし図表28)では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した(手続の流れ等については、12頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。)。
  - (3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」(図表29ないし図表76)では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果(判決等)、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した(手続の流れ等については、38頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。)。
  - (4) 第4の「その他」(図表77ないし図表82)では、弁護人及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。
- 3 本資料の統計,図表その他の計数資料は,主に,各地方裁判所から報告を受けた刑事通常 第一審事件票,裁判員対象事件月報(本資料では,「刑事月報」という。)及び刑事未済年 表に基づくもののほか,平成21年8月20日付け刑事局第三課長事務連絡「公判前整理手 続に付された裁判員裁判対象事件等の調査について」,平成27年12月24日付け刑事局 長通達「公判前整理手続等に付された裁判員裁判対象事件等の調査及び裁判員裁判対象事件 の新受人員の調査について」等に基づく報告(本資料では,「個別報告」という。)及び刑 事局の集計結果によるものである。
- 4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義, 平均値の算出方法については, 凡例のとおりである。

平成28年7月

最高裁判所事務総局

# 凡 例

## 1 特別法,政令の略称

[略称]	[法令, 政令名]
裁判員法(又は「法」)	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則(又は「規」)	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令(平成20年政令第3号)
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為 等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に 関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

## 2 用語の定義・説明

(※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した(ただし、図表1を除く)。)

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法 2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事 件。	1
延べ人員	1人の被告人,裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば,同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には,その後,これら複数の事件を併合して審理,終局した場合であっても,事件ごとに員数を計上した。	2
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2

[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決,決定,その他で終局した被告人の員数(事件票に基づく員数)。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され,当該支部の管轄区域を取扱区域とよる本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には,各悪が任合されて終局となった場合には,全事件を通じて1人として計上した。ただし,同一の被告人に対する事件を分離し,各別に終局となった場合には,終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人,裁判員候補者名簿登録者,選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば,同一の被告人について複数の起訴があり,その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し,2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは,手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。 少年法55条による家裁移送決定があったものを含み,裁 判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったも の及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却 判決があったものを含まない(実人員。裁判員制度施行前の データを除く。)。ただし,公判前整理手続に関する図表 の判決人員は,裁判員裁判対象事件以外の事件について, 公判前整理手続に付されずに公判を開いた後,罰条の変更 等により裁判員裁判対象事件になり,期日間整理手続に付 されたものがあるため,他の図表の判決人員とは異なる。	5
罪名(終局時)	未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。 複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で、有罪(一部無罪を含む。)のときは処断罪名を、無罪やその他のと きは起訴されている(訴因変更があった場合は変更後の) 罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象 事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それ ぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合な どにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で 計上されることがある。	5
未済人員	起訴後,裁判所に事件は係属しているが,終局に至らない被告人の員数。本資料においては,平成27年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が,選任手続,公判,評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう(凡例 VI 頁のイメージ参照)。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間, 開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間(中間評議に要した時間を含まない。)をいう(凡例 VI 頁のイメージ参照)。	10

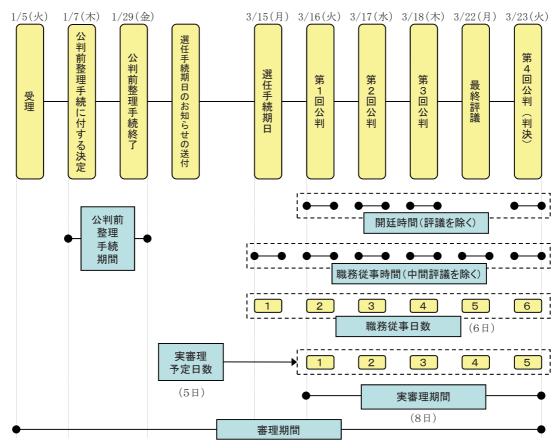
[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において,全ての公訴事実を認め,かつ,法律 上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実 を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において,公訴事実の全部若しくは一部を争い, 又は,公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理 由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び 被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	個別報告により、裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとに報告のあった件数(個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。)。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。	10
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	12
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人(又は1人)の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人(又は4人)を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選 任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせに記載した公判期日等(評議のみの日,判決のみの日を含み,選任手続期日のみの日を含まない。)が予定されている日数の合計である(凡例 VI 頁のイメージ参照)。	15

選定された裁判員候補者の数	起訴された裁判員裁判対象事件について,受訴裁判所が定め,地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後,法3条1項及び3条の2第1項の除外法定があった後,法3条1項及び3条の2第1項の除外表では、法5条ただし書によって取り扱われるわった場合,裁判員が参等では、法で審判したととなる。本述の追加呼出しる。本述、法で選任手を選出する。ととは、法で選任手を表別のよりにでは、法で選出するには、は、法で選出するには、といるとは、法に、は、法に、は、法に、は、法に、、は、法に、、、、、、、、、、、、、、	19
呼び出さない措置がさ れた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう(本文第2の1参照)。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち,辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	20
辞退申出によって呼出 取消しがされた裁判員 候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。	20
呼出取消しがされた裁 判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう(本文第2の1参照)。	22
辞退が認められた裁判 員候補者	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者,2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	34
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間(併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。)(月数)をいう(多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。)(凡例 VI 頁のイメージ参照)。	39
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が 終了した日までの期間(月数)をいう(凡例 VI 頁のイメ ージ参照)。	39
実審理期間	第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間(日数)をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む(凡例 VI 頁のイメージ参照)。	39
証人尋問時間,被告人質問時間	「検察官」の尋問(質問)時間には、被害者(委託弁護士を含む。)の尋問(質問)時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	39
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議(中間評議の時間を含む。)の時間を含まない(凡例 VI 頁のイメージ参照。)。	40
裁判員裁判対象罪名 の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法 2条1項該当事件。	46

[用語]	[用語] [定義・説明]	
取調べ証拠数	検察官若しくは弁護人(被告人を含む。)が請求し,取り調べられた書証,物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は,それぞれに重複して計上したため,延べ数である。	57
取調べ証人数	検察官若しくは弁護人(被告人を含む。)が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	57

## <期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

#### 3 数値の算出方法

#### (1) 平均値の算出方法

#### ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した(ただし、図表40を除く。)。な お、( )内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内(0.5)2月以内(1.5)3月以内(2.5)6月以内(4.5)1年以内(9)

2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60) の8区分

#### イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した(ただし、図表40を除く。)。( )内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内(0.5) 1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5)

6月以内(4.5) 9月以内(7.5) 1年以内(10.5) 1年3月以内(13.5)

1年6月以内(16.5) 1年9月以内(19.5) 2年以内(22.5)

2年3月以内(25.5) 2年6月以内(28.5) 2年9月以内(31.5)

3年以内(34.5) 3年を超えるもの(48) の16区分

#### ウ その他の平均値

上記以外の平均値(選任された補充裁判員数の平均,平均開廷回数,平均取調べ証拠数,平均実審理期間,平均評議時間等)は,対象となる人数,回数,日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

#### (2) 構成比及び比率 (%) の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

# 目 次

## 第1 実施状況の概要

1	概況 ・・・・		•	L
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)	
2	新受人員及びそ	の内訳(庁別・罪名別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受		
		人員	(2)	
	図表 3	庁別の新受人員	(3)	
	図表4	罪名別の新受人員	(4)	
3	終局人員及びそ	の内訳(庁別・罪名別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• [	5
	図表 5	庁別の終局人員	(5)	
	図表 6	罪名別の終局人員	(6)	
4	未済人員及びそ	の内訳(庁別・係属期間別(総数))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
	図表 7-1	庁別の未済人員	(7)	
	図表 7-2	係属期間別の未済人員	(8)	
	(参考) 庁別の新受	,終局及び未済の各実人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9	9
5	裁判員等の負担		•	10
	図表8	職務従事日数別の終局件数の分布(自白否認別)	(10)	)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布(自白否認別)	(10)	)
	図表10	職務従事時間別の判決人員の分布(罪名別)	(11)	)
第	2 裁判員等の選	任に関する実施状況について		
1	手続の流れの説	明及び公表の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	12
	(1) 裁判員が選ば	れるまでの手続の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	12
	(2) 選任手続全般	を通じた辞退申立て、許否に関する状況 ・・・・・・・	•	15
	(3) クロス集計の		•	15

2	名	清潭記載通知•	調査票送付段階(裁判員候補者名簿の登録人数及び					
	地方	裁判所におけ	る調査の結果(調査票の回答状況等))・・・・・	•	•	•	•	16
		図表 1 1	裁判員候補者名簿登録人数,調査票回答者数,就職禁止					
			事由申出者数,定型的辞退事由申出者数(庁別)				(	(17)
		図表 1 2	月別の参加困難月申出者数				(	(18)
3		「裁判員等選任	手続期日のお知らせ」・質問票送付段階 ・・・・	•				19
	(1)	裁判員候補者	一の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	19
		図表13	実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数(自白否				,	(10)
	(0)	(本)日光 (三) の山	認別)				(	(19)
	(2)	辞退許可の状		•	•	•	•	20
		図表 1 4	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞				,	(00)
		₩ <b>.</b> 1 . 5	退が認められた裁判員候補者数(実審理予定日数別)				(	(20)
		図表 1 5	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞				,	(01)
			退が認められた裁判員候補者数(庁別)				(	(21)
4	選	<b>圣任手続期</b> 日当	i日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	22
	(1)	出席状況 •		•	•	•	•	22
		図表 1 6	出席した裁判員候補者数及び出席率(実審理予定日数別)				(	(22)
	(2)	辞退申立て、	許否に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	23
		図表 1 7	選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数,辞退					
			が認められた裁判員候補者数及びその内訳(実審理予定					
			日数別)				(	(23)
	(3)	不選任に関す	<sup>-</sup> る状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	24
		図表 1 8	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者					
			数及びその内訳(実審理予定日数別)				(	(24)
	(4)	選任の状況		•	•	•	•	25
		図表 1 9	選任された裁判員及び補充裁判員の総数等(庁別)				(	(26)
		図表 2 0	選任手続期日に出席した裁判員候補者,選任された裁判					
			員及び補充裁判員の属性				(	(28)
		図表 2 1	選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ					
			れた補充裁判員数の平均(実審理予定日数別)				(	(30)
	(5)	解任の状況		•	•	•	•	31
		図表 2 2	解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数(開廷回数					
			別)				(	(31)
	(6)	その他・・		•	•	•	•	32
		図表 2 3	出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し					
			た裁判員候補者総数(選任手続期日に悪した時間別)				(	(32)

	ALSH L. L.					
5	辞退申立て、	許否に関する状況(選任手続全般を通じて)・・・・・	•	•	•	33
	図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移			(:	33)
	図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の				
		内訳(選任手続期日の前と当日別)			(:	34)
	図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割				
		合(%)(庁別)			(;	36)
	図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割				
		合(%)(辞退事由別)			(:	37)
	図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合			(:	37)
第3	まり 裁判員の参	加する公判手続の実施状況について				
<i>y</i> , ∪		のはする。女子は子校にひ天が出ていたにこうし、こ				
1	手続の流れ等	の説明及び公表の構成 ・・・・・・・・・・・・	•	•	•	38
(	1) 対象事件・	合議体の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	38
(	2) 裁判員裁判	における訴訟手続の流れ ・・・・・・・・・・・	•	•	•	38
(	3) クロス集計			•		42
`						12
2	概況・・・・		•	•	•	43
	図表 2 9	裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ			(,	43)
		74 13 13 13 13 11 × 11 13 1/10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			`	10,
3	審理 · • •		•	•		43
	щ —					
(	/	成・除外決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	43
	図表30	合議体の構成別の判決人員(罪名別)				43)
	図表 3 1	合議体の構成別の判決人員(実審理期間別)				43)
	図表 3 2	罪名別の除外決定がされた判決人員			(4	44)
(	2) 公判前整理	手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		45
	図表 3 3	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公				
	, , , ,	判前整理手続期日回数(自白否認別)			(.	45)
	(参考)	裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判			`	,
	( )	前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判				
		前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前				
		整理手続期日回数(自白否認別)(平成18年~20年				
		累計)			(,	46)
	図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った 			`	/
		判決人員			(,	47)

	図表 3 5	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
	(参考)	地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施	
		した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判	
		前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の	
		平均審理期間(平成18年~20年累計)	(49)
	(参考)	地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移	(49)
	図表36	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前	
		整理手続期間	(50)
	図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前	
		整理手続期間	(51)
	図表38	第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審	
		理期間及び平均公判前整理手続期間	(51)
	図表39	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
	図表 4 0	審理段階別の平均日数(自白否認別)	(53)
(3)	審理期間	<ul><li>・開廷回数・実審理期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	• • • 54
	図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(54)
	図表42	実審理期間(第1回公判から終局まで)別の判決人員の	
		分布及び平均実審理期間(自白否認別)	(54)
	図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(罪名別)	(55)
	図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否	
		認別)	(56)
	図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(第1回	
		公判期日前の鑑定(法50条)の有無別)	(56)
(4)	公判審理	(証拠調べ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 57
	図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数	
		(自白否認別)	(57)
	図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数	
		(自白否認別)	(58)
	図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数	()
	<b>→</b> 1	(罪名別)	(59)
	図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間 (自白否認別)	(60)
	図表 5 0	証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び	
		証人1人当たりの平均証人尋問時間(自白否認別)	(60)
	図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問	
		時間(自白否認別)	(61)
	図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(61)
	図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(62)

図表 5 4		(62)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳(自白 否認別)	(63)
図表 5 6		(64)
図表 5 7		(64)
四次 5 7	日日百吨加少十岁州廷时间及0.十岁取删、血八数	(04)
(5) 客観的併	·合 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • 65
図表 5 8	-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	
	平均取調べ証拠数(自白事件)	(65)
図表 5 8	-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	
	平均取調べ証拠数(否認事件)	(65)
図表 5 9	-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合	
	計別の終局件数の分布並びに平均時間(自白事件)	(66)
図表 5 9	-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合	
	計別の終局件数の分布並びに平均時間(否認事件)	(66)
図表60	-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均	
	開廷回数(自白事件)	(67)
図表 6 0	-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均	
	開廷回数(否認事件)	(67)
図表 6 1		
	開廷時間(自白事件)	(68)
図表 6 1		(33)
	開廷時間(否認事件)	(68)
	page and Cape a III)	(30)
(6) 区分審理		• • 69
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(69)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(区分審	
	理決定の有無別)	(69)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間(区分審	
	理決定の有無別)	(70)
(7) 地字类名	.tm . TU	77.1
	加・刑事損害賠償命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
図表 6 5	裁判員裁判における被害者参加の状況(罪名別)	(71)
4 評議 ••		• • 72
図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否	
	認別)	(72)
図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(罪名別)	(73)
図表 6 8	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(開廷回	
	数別)	(74)

5	裁判の結果・		• • • 75
	図表 6 9	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(75)
	図表70-1	庁別・終局区分別の終局人員	(76)
	図表 70-2	罪名別・終局区分別の終局人員	(77)
	図表 7 1	罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員	(78)
6	控訴 ••••		• • • 79
	図表 7 2	第一審結果別の控訴理由の分布(控訴審終局分)	(79)
	図表 7 3	第一審結果別の控訴審結果の分布	(80)
	図表 7 4	終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員 の分布	(81)
	(参考)	控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(82)
7	上告 ••••		• • • 83
	図表 7 5	控訴審結果別の上告理由の分布(上告審終局分)	(83)
	図表 7 6	控訴審結果別の上告審結果の分布	(84)
	(参考)	上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(85)
第4	・その他		
	図表 7 7	弁護人の私選国選別の判決人員(罪名別)	(87)
	図表 7 8	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(88)
	図表 7 9	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(89)
	図表 8 0	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(90)
	図表 8 1	手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、	. ,
		裁判員等の員数	(90)
	図表82	裁判員法違反事件の処理状況	(90)
		裁判員等の員数	,

## 第1 実施状況の概要

## 1 概況

平成27年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は 右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

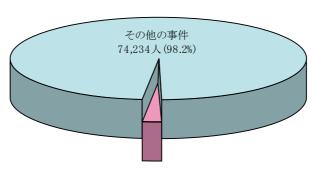
第1	新受人員(延べ人員)	1,333(人)	(注) 図表2~4参照
実施状況の	新受人員(実人員)	1, 184(人)	(注) 図表7-2の次の参考図表参照
概要	終局人員(実人員)	1,206(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71参照
	裁判員候補者名簿登録人数	233, 800(人)	(注) 図表11, 12, 19参照
	選定された裁判員候補者の数	132,831(人)	(注) 図表13~16等参照
第2	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	32, 598(人)	(注) 図表16~18等参照
裁判員等の	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	67.5(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	86, 201(人)	(注) 図表25, 28参照
について	辞退が認められた裁判員候補者の割合	64.9(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	6,767(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	2, 293(人)	II
	平均審理期間	9.2(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均実審理期間	9.4(日)	(注) 図表42参照
tota -	平均開廷回数	4.7(回)	(注) 図表43~45,63参照
第3 裁判員の参	平均取調べ証拠数	25.1(個)	(注) 図表46参照
加する公判 手続の実施	平均取調べ証人数	3.0(人)	(注) 図表47, 48参照
状況につい て	平均証人尋問時間	214.8(分)	(注) 図表49,55参照
	平均被告人質問時間	174.5(分)	(注) 図表51,55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	242(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	719.6(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	126(人)	(注) 図表78, 79参照

## 2 新受人員及びその内訳 (庁別・罪名別)

平成27年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員(「延べ人員」である。)は1,333人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員(7万5567人)の1.8%を占めている(以上、図表2)。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

## 図表 2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



通常第一審事件 75,567人(100.0%)

裁判員裁判対象事件 1,333人 (1.8%)

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
  - 2 通常第一審事件には再審事件を含む。

## 図表3 庁別の新受人員

総数	1,333
東京地裁本庁	114
東京地裁立川支部	21
横浜地裁本庁	64
横浜地裁小田原支部	11
さいたま地裁本庁	91
千葉地裁本庁	118
水戸地裁本庁	38
宇都宮地裁本庁	17
前橋地裁本庁	13
静岡地裁本庁	13
静岡地裁沼津支部	7
静岡地裁浜松支部	9
甲府地裁本庁	4
長野地裁本庁	5
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	7
大阪地裁本庁	135
大阪地裁堺支部	22
京都地裁本庁	20
神戸地裁本庁	36
神戸地裁姫路支部	15
奈良地裁本庁	12
大津地裁本庁	15
和歌山地裁本庁	4
名古屋地裁本庁	53
名古屋地裁岡崎支部	18
津地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	25
福井地裁本庁	10
金沢地裁本庁	7
富山地裁本庁	3

広島地裁本庁	33
山口地裁本庁	7
岡山地裁本庁	12
鳥取地裁本庁	7
松江地裁本庁	1
福岡地裁本庁	74
福岡地裁小倉支部	32
佐賀地裁本庁	6
長崎地裁本庁	4
大分地裁本庁	9
熊本地裁本庁	8
鹿児島地裁本庁	11
宮崎地裁本庁	3
那覇地裁本庁	28
仙台地裁本庁	16
福島地裁本庁	7
福島地裁郡山支部	14
山形地裁本庁	6
盛岡地裁本庁	4
秋田地裁本庁	8
青森地裁本庁	10
札幌地裁本庁	34
函館地裁本庁	6
旭川地裁本庁	8
釧路地裁本庁	11
高松地裁本庁	10
徳島地裁本庁	10
高知地裁本庁	20
松山地裁本庁	13

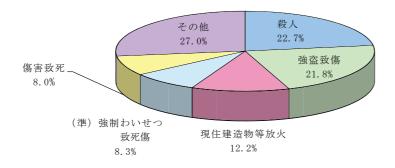
<sup>(</sup>注) 1 刑事月報による延べ人員である。

<sup>2</sup> 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表 4 罪名別の新受人員

	1
総数	1,333
殺人	303
強盗致傷	290
現住建造物等放火	162
(準)強制わいせつ致死傷	111
傷害致死	107
(準)強姦致死傷	104
覚せい剤取締法違反	58
強盗致死(強盗殺人)	35
強盗強姦	34
危険運転致死	28
偽造通貨行使	20
組織的犯罪処罰法違反	18
銃刀法違反	15
麻薬特例法違反	11
通貨偽造	8
集団(準)強姦致死傷	8
保護責任者遺棄致死	5
逮捕監禁致死	2
拐取者身代金取得等	2
爆発物取締罰則違反	2
その他	10

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
  - 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
  - 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、 法定刑の最も重い罪名に計上した。
  - 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
  - 5 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び 自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



#### 3 終局人員及びその内訳(庁別・罪名別)

平成27年における裁判員裁判対象事件の終局人員(「実人員」である。)は、1,206人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである(うち、有罪人員(一部無罪を含む。)は1,171人であり、判決人員に対する有罪率は99.1%である。)。

なお,平成27年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は,5万4297人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	1,206
東京地裁本庁	102
東京地裁立川支部	21
横浜地裁本庁	57
横浜地裁小田原支部	15
さいたま地裁本庁	64
千葉地裁本庁	136
水戸地裁本庁	25
宇都宮地裁本庁	18
前橋地裁本庁	13
静岡地裁本庁	9
静岡地裁沼津支部	11
静岡地裁浜松支部	7
甲府地裁本庁	9
長野地裁本庁	8
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	9
大阪地裁本庁	103
大阪地裁堺支部	21
京都地裁本庁	23
神戸地裁本庁	42
神戸地裁姫路支部	7
奈良地裁本庁	13
大津地裁本庁	8
和歌山地裁本庁	10
名古屋地裁本庁	63
名古屋地裁岡崎支部	31
津地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	15
福井地裁本庁	6
金沢地裁本庁	1
富山地裁本庁	3

広島地裁本庁	28
山口地裁本庁	8
岡山地裁本庁	19
鳥取地裁本庁	5
松江地裁本庁	2
福岡地裁本庁	46
福岡地裁小倉支部	35
佐賀地裁本庁	8
長崎地裁本庁	3
大分地裁本庁	7
熊本地裁本庁	7
鹿児島地裁本庁	18
宮崎地裁本庁	11
那覇地裁本庁	17
仙台地裁本庁	11
福島地裁本庁	7
福島地裁郡山支部	4
山形地裁本庁	3
盛岡地裁本庁	3
秋田地裁本庁	5
青森地裁本庁	6
札幌地裁本庁	28
函館地裁本庁	6
旭川地裁本庁	7
釧路地裁本庁	5
高松地裁本庁	10
徳島地裁本庁	6
高知地裁本庁	8
松山地裁本庁	19

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

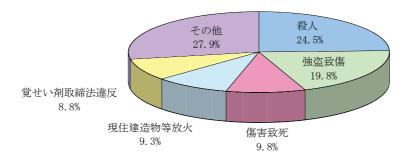
<sup>2</sup> 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

<sup>3</sup> 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## 図表6 罪名別の終局人員

総数	1,206
殺人	295
強盗致傷	239
傷害致死	118
現住建造物等放火	112
覚せい剤取締法違反	106
(準)強制わいせつ致死傷	98
(準)強姦致死傷	84
麻薬特例法違反	31
危険運転致死	26
強盗致死(強盗殺人)	19
強盗強姦	18
集団(準)強姦致死傷	12
偽造通貨行使	7
傷害	7
保護責任者遺棄致死	7
通貨偽造	4
(準)強姦	4
銃刀法違反	4
逮捕監禁致死	3
強盗	3
非現住建造物等放火	2
激発物破裂	2
建造物等以外放火	1
保護責任者遺棄等	1
営利拐取等	1
爆発物取締罰則違反	1
麻薬取締法違反	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
  - 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
  - 4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び 自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



## 4 未済人員及びその内訳 (庁別・係属期間別 (総数))

平成27年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員(併合された事件を含む「延べ人員」である。)を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお,同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は,2万2715人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,363
東京地裁本庁	170
東京地裁立川支部	24
横浜地裁本庁	45
横浜地裁小田原支部	3
さいたま地裁本庁	104
千葉地裁本庁	108
水戸地裁本庁	40
宇都宮地裁本庁	22
前橋地裁本庁	11
静岡地裁本庁	14
静岡地裁沼津支部	19
静岡地裁浜松支部	10
甲府地裁本庁	-
長野地裁本庁	5
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	4
大阪地裁本庁	137
大阪地裁堺支部	24
京都地裁本庁	24
神戸地裁本庁	34
神戸地裁姫路支部	21
奈良地裁本庁	10
大津地裁本庁	12
和歌山地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	62
名古屋地裁岡崎支部	9
津地裁本庁	8
岐阜地裁本庁	20
福井地裁本庁	14
金沢地裁本庁	13
富山地裁本庁	1

広島地裁本庁	29
山口地裁本庁	13
岡山地裁本庁	13
鳥取地裁本庁	4
松江地裁本庁	1
福岡地裁本庁	76
福岡地裁小倉支部	25
佐賀地裁本庁	2
長崎地裁本庁	4
大分地裁本庁	5
熊本地裁本庁	12
鹿児島地裁本庁	16
宮崎地裁本庁	4
那覇地裁本庁	26
仙台地裁本庁	14
福島地裁本庁	1
福島地裁郡山支部	28
山形地裁本庁	11
盛岡地裁本庁	3
秋田地裁本庁	10
青森地裁本庁	6
札幌地裁本庁	25
函館地裁本庁	6
旭川地裁本庁	2
釧路地裁本庁	8
高松地裁本庁	10
徳島地裁本庁	9
高知地裁本庁	16
松山地裁本庁	8

<sup>(</sup>注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

<sup>2</sup> 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

<sup>3</sup> 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## 図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	2年を 超える
1,363	137	278	393	347	167	41

- (注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。
  - 2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。
  - 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## (参考) 庁別の新受,終局及び未済の各実人員

	新受	終局	未済
総数	1,184	1,206	905
東京地裁本庁	103	102	89
東京地裁立川支部	17	21	17
横浜地裁本庁	58	57	42
横浜地裁小田原支部	12	15	3
さいたま地裁本庁	62	64	49
千葉地裁本庁	98	136	67
水戸地裁本庁	34	25	26
宇都宮地裁本庁	16	18	12
前橋地裁本庁	12	13	9
静岡地裁本庁	9	9	4
静岡地裁沼津支部	7	11	12
静岡地裁浜松支部	9	7	9
甲府地裁本庁	4	9	_
長野地裁本庁	5	8	4
長野地裁松本支部	2	2	2
新潟地裁本庁	7	9	4
大阪地裁本庁	113	103	91
大阪地裁堺支部	20	21	15
京都地裁本庁	16	23	15
神戸地裁本庁	41	42	24
神戸地裁姫路支部	14	7	14
奈良地裁本庁	12	13	9
大津地裁本庁	14	8	11
和歌山地裁本庁	4	10	6
名古屋地裁本庁	53	63	43
名古屋地裁岡崎支部	17	31	8
津地裁本庁	11	12	7
岐阜地裁本庁	21	15	16
福井地裁本庁	10	6	8
金沢地裁本庁	7	1	7
富山地裁本庁	3	3	1

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	34	28	24
山口地裁本庁	7	8	5
岡山地裁本庁	11	19	12
鳥取地裁本庁	6	5	4
松江地裁本庁	1	2	1
福岡地裁本庁	63	46	62
福岡地裁小倉支部	29	35	18
佐賀地裁本庁	3	8	2
長崎地裁本庁	4	3	4
大分地裁本庁	8	7	5
熊本地裁本庁	9	7	7
鹿児島地裁本庁	11	18	9
宮崎地裁本庁	3	11	4
那覇地裁本庁	29	17	23
仙台地裁本庁	15	11	9
福島地裁本庁	7	7	1
福島地裁郡山支部	11	4	8
山形地裁本庁	6	3	6
盛岡地裁本庁	4	3	3
秋田地裁本庁	7	5	6
青森地裁本庁	10	6	6
札幌地裁本庁	30	28	22
函館地裁本庁	6	6	4
旭川地裁本庁	8	7	2
釧路地裁本庁	11	5	6
高松地裁本庁	9	10	8
徳島地裁本庁	11	6	9
高知地裁本庁	7	8	4
松山地裁本庁	13	19	7

- (注) 1 刑事局の調査による実人員であり、平成27年12月末現在の数値である。
  - 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
  - 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって計上した。
  - 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
  - 5 前年の未済人員があるため、新受-終局=未済とはならない。
  - 6 概数である。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数(職務従事日数)の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布(自白否認別)

	<i>65</i> ₽	職	務	従	事	日	数	平均職務
	終局件数		3日	4日	5日	10日 以内	10日を 超える	従事日数 (日)
総数	1,104	-	(2.8) 31	(17.4) 192	(23.6) 261	(50.6) 559	(5.5) 61	6.5
自白	579	ı	(4.8) 28	(29.9) 173	(33.3) 193	(31.3) 181	(0.7) 4	5.2
否認	525	-	(0.6)	(3.6) 19	(13.0) 68	(72.0) 378	(10.9) 57	8.1

<sup>(</sup>注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 9 職務従事時間別の判決人員の分布(自白否認別)

	Mark	職	務	従	事	時	間	平均職務	
	判決 人員	12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	従事時間 (時)	
総数	1,182	102	168	194	171	122	425	24.7	
自白	623	93	132	137	112	51	98	18.3	
否認	559	9	36	57	59	71	327	31.9	

<sup>(</sup>注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2 ( )</sup> は終局件数に対する割合(%)である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布(罪名別)

	1.131	職	務	従	事	時	間	平均職務
	判決 人員	12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	従事時間
総数	1,182	102	168	194	171	122	425	24.7
殺人	290	12	28	44	44	32	130	30.8
強盗致傷	229	26	44	39	30	13	77	22.3
傷害致死	118	9	14	14	18	12	51	23.8
現住建造物等放火	110	8	19	25	17	14	27	20.5
覚せい剤取締法違反	106	11	13	13	17	19	33	23.9
(準)強制わいせつ致死傷	97	20	24	26	12	6	9	17.2
(準)強姦致死傷	82	5	11	17	16	6	27	21.9
麻薬特例法違反	31	4	1	8	7	2	9	20.8
危険運転致死	26	1	4	5	2	5	9	22.8
強盗致死(強盗殺人)	18	_	2	1	1	1	13	38.9
強盗強姦	16	1	2	2	1	3	7	23.1
集団(準)強姦致死傷	12	-	-	-	-	2	10	43.6
偽造通貨行使	7	2	3	_	_	_	2	16.1
傷害	7	-	_	_	2	_	5	39.7
保護責任者遺棄致死	6	-	1	_	_	2	3	24.3
通貨偽造	4	3	1	-	_	_	-	11.4
(準)強姦	4	_	_	_	1	_	3	26.3
銃刀法違反	4	-	1	_	1	_	2	22.6
逮捕監禁致死	3	-	_	_	_	_	3	61.2
強盗	3	-	-	-	_	1	2	29.2
非現住建造物等放火	2	-	_	-	2	-	_	18.3
激発物破裂	2	-	_	-	_	2	_	21.4
建造物等以外放火	1	-	_	-	_	1	-	23.0
保護責任者遺棄等	1	_	_	_	_	_	1	43.8
営利拐取等	1	_	_	-	_	_	1	45.5
爆発物取締罰則違反	1	_	_	_	_	1	_	22.1
麻薬取締法違反	1	_	-	_	_	_	1	31.0

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法 2条に規定する罪である。

#### 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

- 1 手続の流れの説明及び公表の構成
  - (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ
    - ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中から くじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法 23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通 知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(**名簿記載通知**)が送 付される(法25条)。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望 $^{*1}$ の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(**参加困難月** $^{*2}$ )の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(**就職禁止事由** $^{*3}$ )などを尋ねる(規15条)。

平成26年に作成された裁判員候補者名簿(平成27年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年,各地方裁判所は,裁判員候補者名簿の中から,各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて,受訴裁判所は,調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置),残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条,27条)。

このとき,あわせて,**質問票**を送付し,裁判員になることができない事由(**欠格事 由**\*4,就職禁止事由等)の有無や,具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有

<sup>\*1</sup> 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(**定型的辞退事由**)は,70歳以上である場合,学生又は生徒である場合,過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合,重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号,3号ないし5号,7号,8号イ)。

<sup>\*2</sup> 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることのできる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

<sup>\*3</sup> 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

<sup>\*4</sup> 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由\*6や辞退申立ての有無について質問する\*7(法34条1項)。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し(理由を付した不選任)、更に検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任\*8)、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員\*9及び事件ごとに決められた数の補充裁判員(上限6人)が選任される(法34条4項・7項、36条、37条)。

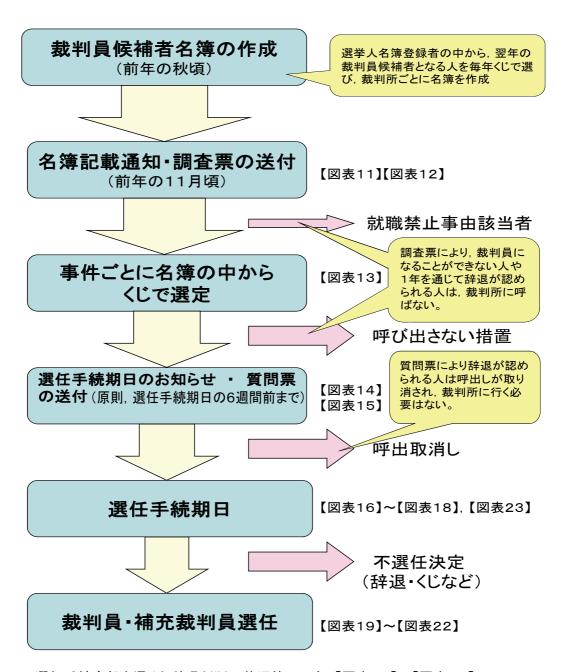
選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補

著しい支障がある者などが挙げられる(法14条)

- \*5 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある(分離発送方式)。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置(呼び出さない措置)をとることになる。
- \*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由(被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条)についても確認する。
- \*7 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた(法33条の2)。
- \*8 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人(補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人)を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする(法36条)。
- \*9 ただし、公訴事実に争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる(法2条3項)。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】~【図表28】

#### (2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、 上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

#### (3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合(辞退割合)が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要が高くなるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階(裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における 調査の結果(調査票の回答状況等))

平成27年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計23万3800人(選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約445人に1人の割合)である。

調査票の回答が返送された人員は、 $8 \, \pi \, 2624 \, \text{人であり}^{*10}$ 、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由(年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由)により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表 $1 \, 1 \, 0$ とおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表 $1 \, 2 \, 0$ とおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から消除された人員は、1,464人である。

<sup>\*10</sup> 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数,調查票回答者数,就職禁止事由申出者数, 定型的辞退事由申出者数 (庁別)

•	-		-				
庁 名	裁判員候 補者名簿 登録人数	調査票回答者数	就職禁止 事由申出 者数	定型的 辞退事由 申出者数 合計	庁 名	裁判員候 補者名簿 登録人数	Ī
全国計	233,800	82,624	1,446	56,661	広島地裁本庁	7,400	
裁判員候補者名簿登 録人数に占める割合	100.0	35.3	0.6	24.2	山口地裁本庁	1,800	
(%)	<u> </u>				岡山地裁本庁	3,800	
東京地裁本庁	18,200	5,854	114	3,674	鳥取地裁本庁	1,600	
東京地裁立川支部	5,800	1,977	40	1,360	松江地裁本庁	1,200	
横浜地裁本庁	9,600	3,277	53	2,055	福岡地裁本庁	6,700	
横浜地裁小田原支部	1,800	656	5	457	福岡地裁小倉支部	2,600	
さいたま地裁本庁	10,800	3,761	58	2,457	佐賀地裁本庁	2,000	
千葉地裁本庁	21,700	7,459	127	5,046	長崎地裁本庁	1,500	
水戸地裁本庁	3,800	1,269	24	885	大分地裁本庁	2,400	
宇都宮地裁本庁	4,600	1,577	24	1,082	熊本地裁本庁	2,300	
前橋地裁本庁	3,100	1,134	20	749	鹿児島地裁本庁	2,700	
静岡地裁本庁	1,200	462	11	312	宮崎地裁本庁	1,800	
静岡地裁沼津支部	1,800	668	15	445	那覇地裁本庁	2,600	
静岡地裁浜松支部	1,200	469	5	307	仙台地裁本庁	4,800	
甲府地裁本庁	2,300	886	12	612	福島地裁本庁	1,300	
長野地裁本庁	1,800	649	8	457	福島地裁郡山支部	1,600	
長野地裁松本支部	1,400	561	8	402	山形地裁本庁	1,800	
新潟地裁本庁	2,300	932	15	650	盛岡地裁本庁	1,100	
大阪地裁本庁	19,000	6,599	92	4,562	秋田地裁本庁	1,200	
大阪地裁堺支部	5,600	1,952	34	1,383	青森地裁本庁	3,500	
京都地裁本庁	5,700	2,095	41	1,469	札幌地裁本庁	5,600	
神戸地裁本庁	8,700	3,192	53	2,169	函館地裁本庁	1,200	
神戸地裁姫路支部	2,000	702	7	494	旭川地裁本庁	1,200	
奈良地裁本庁	2,000	744	9	535	釧路地裁本庁	2,300	
大津地裁本庁	2,500	885	11	599	高松地裁本庁	2,500	
和歌山地裁本庁	1,700	635	10	467	徳島地裁本庁	1,400	
名古屋地裁本庁	8,300	3,020	53	1,995	高知地裁本庁	1,200	
名古屋地裁岡崎支部	2,700	939	15	583	松山地裁本庁	3,200	
津地裁本庁	3,200	1,194	21	859		-	_
岐阜地裁本庁	3,000	1,104	13	783			
福井地裁本庁	1,200	425	1	306			
金沢地裁本庁	1,300	451	10	307			
富山地裁本庁	1,200	499	3	361			
			II———				

,,,,					
庁 名	裁判員候 補者名簿 登録人数	調査票回答者数	就職禁止 事由申出 者数	定型的 辞退事由 申出者数 合計	
広島地裁本庁	7,400	2,725	62	1,945	
山口地裁本庁	1,800	697	19	512	
岡山地裁本庁	3,800	1,411	15	1,007	
鳥取地裁本庁	1,600	611	18	430	
松江地裁本庁	1,200	483	9	347	
福岡地裁本庁	6,700	2,198	47	1,459	
福岡地裁小倉支部	2,600	953	15	710	
佐賀地裁本庁	2,000	658	13	457	
長崎地裁本庁	1,500	590	8	452	
大分地裁本庁	2,400	862	14	653	
熊本地裁本庁	2,300	839	15	598	
鹿児島地裁本庁	2,700	981	13	710	
宮崎地裁本庁	1,800	588	14	434	
那覇地裁本庁	2,600	694	15	453	
仙台地裁本庁	4,800	1,780	42	1,187	
福島地裁本庁	1,300	477	7	342	
福島地裁郡山支部	1,600	574	11	397	
山形地裁本庁	1,800	684	12	478	
盛岡地裁本庁	1,100	393	7	282	
秋田地裁本庁	1,200	439	10	317	
青森地裁本庁	3,500	1,273	29	912	
札幌地裁本庁	5,600	1,984	56	1,374	
函館地裁本庁	1,200	438	10	316	
旭川地裁本庁	1,200	451	9	313	
釧路地裁本庁	2,300	807	19	543	
高松地裁本庁	2,500	900	19	639	
徳島地裁本庁	1,400	483	8	347	
高知地裁本庁	1,200	421	4	322	
松山地裁本庁	3,200	1,203	14	903	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

<sup>(</sup>注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

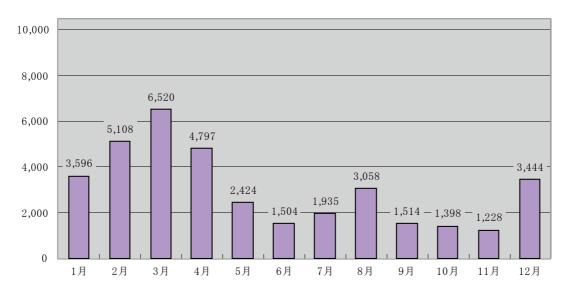
<sup>2 「</sup>就職禁止事由申出者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者 の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票回答者数	参加困難月申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0) 233,800	(35.3) 82,624	(15.6) 36,526	(1.5) 3,596	(2.2) 5,108	(2.8) 6,520	(2.1) 4,797	(1.0) 2,424	(0.6) 1,504
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.8) 1,935	(1.3) 3,058	(0.6) 1,514	(0.6) 1,398	(0.5) 1,228	(1.5) 3,444

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
  - 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
  - 3 ( ) は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。

(人)



## 3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

#### (1) 裁判員候補者の選定

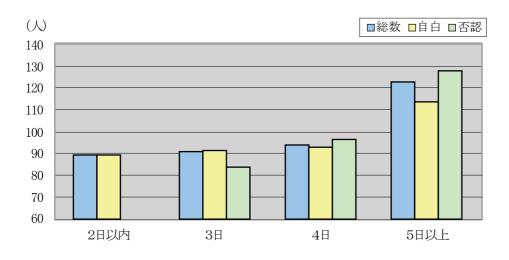
各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は,13万2831人であり,これを自白・否認別,実審理予定日数別にみると,図表13のとおりである。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数(自白否認別)

	判決	選定された	実	審理	予定日	数
	人員	裁判員 候補者数	2日以内	3目	4日	5日以上
総数	1,182	[112.4]	[90.0]	[91.5]	[94.4]	[123.5]
		132,831	270	13,915	26,515	92,131
自白	623	[101.6]	[90.0]	[92.0]	[93.6]	[114.1]
		63,315	270	13,155	20,783	29,107
否認	559	[124.4]		[84.4]	[97.2]	[128.4]
	000	69,516	_	760	5,732	63,024

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
  - 2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。
  - 3 選定された裁判員候補者数の平均は、 選定された裁判員候補者数(延べ人員) 判決人員(実人員)
  - 4 選任手続期日が取り消されたものを除く。

### 選定された裁判員候補者数の平均



#### (2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表 1 4 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた 裁判員候補者数 (実審理予定日数別)

		(1) 選定された裁判員候補者数	裁判員候補者数(2)呼び出さない措置がされた	裁判員候補者数(3)び出さない措置がされたうち辞退申出によって呼	補者数(1―2) 補者数(1―2) 以出状を送付した裁判員候	(4) (4) にがされた裁判員候補者数辞退申出によって呼出取消	数(3+4)認められた裁判員候補者選任手続期日前に辞退が
ň	総数	132,831	(30.7) 40,755	(29.6) 39,316	(69.3) 92,076	(31.5) 41,893	(61.1) 81,209
-	2日以内	270	(34.8) 94	(34.4) 93	(65.2) 176	(27.4) 74	(61.9) 167
実審理予	3日	13,915	(31.3) 4,362	(30.1) 4,190	(68.7) 9,553	(27.2) 3,785	(57.3) 7,975
定日数	4日	26,515	(31.0) 8,220	(29.8) 7,901	(69.0) 18,295	(28.5) 7,549	(58.3) 15,450
	5目以上	92,131	(30.5) 28,079	(29.4) 27,132	(69.5) 64,052	(33.1) 30,485	(62.5) 57,617

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。

<sup>2</sup> 選任手続期日が取り消されたものを除く。

<sup>3 ( )</sup> は選定された裁判員候補者に対する割合(%)である。

図表 15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた 裁判員候補者数 (庁別)

	判員	15代間	<u> </u>	(庁児	i'] <i>)</i>								
	選定された裁判員候補者数(1)	者数(2)	措置がされた裁判員候補者数(3)うち辞退申出によって呼び出さない	(1-2) 呼出状を送付した裁判員候補者数	裁判員候補者数(4)辞退申出によって呼出取消しがされた	判員候補者数(3+4)選任手続期日前に辞退が認められた裁		選定された裁判員候補者数(1)	者数(2)呼び出さない措置がされた裁判員候補	措置がされた裁判員候補者数(3)うち辞退申出によって呼び出さない	(1-2) (1-2) 呼出状を送付した裁判員候補者数	裁判員候補者数(4)辞退申出によって呼出取消しがされた	判員候補者数(3+4)選任手続期日前に辞退が認められた裁
総数	132,831	40,755	39,316	92,076	41,893	81,209	広島地裁本庁	3,713	1,330	1,273	2,383	1,235	2,508
東京地裁本庁	9,230	2,462	2,344	6,768	2,928	5,272	山口地裁本庁	936	281	266	655	371	637
東京地裁立川支部	1,628	429	414	1,199	447	861	岡山地裁本庁	2,620	733	714	1,887	883	1,597
横浜地裁本庁	5,460	1,310	1,223	4,150	1,828	3,051	鳥取地裁本庁	725	239	233	486	283	516
横浜地裁小田原支部	1,565	510	500	1,055	441	941	松江地裁本庁	230	77	77	153	88	165
さいたま地裁本庁	5,452	1,475	1,422	3,977	1,708	3,130	福岡地裁本庁	5,765	1,541	1,479	4,224	2,176	3,655
千葉地裁本庁	13,575	4,105	3,946	9,470	3,971	7,917	福岡地裁小倉支部	4,225	1,757	1,699	2,468	1,059	2,758
水戸地裁本庁	2,720	870	856	1,850	951	1,807	佐賀地裁本庁	1,065	261	258	804	408	666
宇都宮地裁本庁	2,010	512	506	1,498	723	1,229	長崎地裁本庁	410	126	124	284	168	292
前橋地裁本庁	1,110	324	314	786	327	641	大分地裁本庁	720	206	202	514	250	452
静岡地裁本庁	853	267	259	586	247	506	熊本地裁本庁	730	188	183	542	243	426
静岡地裁沼津支部	1,115	309	302	806	406	708	鹿児島地裁本庁	2,290	703	680	1,587	810	1,490
静岡地裁浜松支部	670	245	240	425	186	426	宮崎地裁本庁	1,545	514	492	1,031	445	937
甲府地裁本庁	1,105	323	316	782	347	663	那覇地裁本庁	2,010	620	584	1,390	636	1,220
長野地裁本庁	780	213	203	567	252	455	仙台地裁本庁	1,340	366	359	974	460	819
長野地裁松本支部	165	48	47	117	56	103	福島地裁本庁	880	298	286	582	249	535
新潟地裁本庁	1,290	367	366	923	509	875	福島地裁郡山支部	390	114	109	276	119	228
大阪地裁本庁	10,437	2,946	2,817	7,491	3,005	5,822	山形地裁本庁	370	119	119	251	98	217
大阪地裁堺支部	1,825	547	540	1,278	490	1,030	盛岡地裁本庁	360	103	103	257	106	209
京都地裁本庁	4,245	1,607	1,502	2,638	1,239	2,741	秋田地裁本庁	490	118	118	372	174	292
神戸地裁本庁	5,422	1,672	1,611	3,750	1,962	3,573	青森地裁本庁	685	197	195	488	232	427
神戸地裁姫路支部	690	241	237	449	197	434	札幌地裁本庁	3,535	1,334	1,312	2,201	928	2,240
奈良地裁本庁	1,185	361	357	824	340	697	函館地裁本庁	890	245	241	645	301	542
大津地裁本庁	830	260	235	570	244	479	旭川地裁本庁	680	205	196	475	222	418
和歌山地裁本庁	1,740	702	677	1,038	511	1,188	釧路地裁本庁	525	133	130	392	222	352
名古屋地裁本庁	7,345	2,478	2,376	4,867	2,146	4,522	高松地裁本庁	1,800	834	818	966	491	1,309
名古屋地裁岡崎支部	3,130	822	809	2,308	1,112	1,921	徳島地裁本庁	540	166	165	374	140	305
津地裁本庁	1,900	714	703	1,186	532	1,235	高知地裁本庁	1,210	444	415	766	392	807
岐阜地裁本庁	1,330	372	364	958	479	843	松山地裁本庁	1,880	628	620	1,252	563	1,183
福井地裁本庁	1,060	264	260	796	428	688							
金沢地裁本庁	70	25	25	45	14	39							
富山地裁本庁	335	95	95	240	115	210							

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

# 4 選任手続期日当日

## (1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、3万 2598人で、出席率は、67.5%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表 16 出席した裁判員候補者数及び出席率 (実審理予定日数別)

		<b>√</b> /√ ¥/-	実 審	译 理	予 定	日 数	
		総数	2日以内	3日	4日	5日以上	
判決人員		1,182	3	152	281	746	
選定された裁判員候補者の数	(A)	[112.4] 132,831	[90.0] 270	[91.5] 13,915	[94.4] 26,515	[123.5] 92,131	
呼出状を送付した裁判員候補者の数	(B)	[77.9] 92,076	[58.7] 176	[62.8] 9,553	[65.1] 18,295	[85.9] 64,052	
呼出取消しがされた裁判員候補者の数	(C)	[37.1] 43,806	[25.0] 75	[26.3] 3,995	[28.3] 7,956	[42.6] 31,780	
うち, 辞退申出によって呼出取消しがされた 裁判員候補者の数		[35.4] 41,893	[24.7] 74	[24.9] 3,785	[26.9] 7,549	[40.9] 30,485	
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	(D)	[27.6] 32,598	[25.3] 76	[25.4] 3,867	[25.9] 7,278	[28.7] 21,377	
出席率(%) (D/(B·	-C))	67.5	75.2	69.6	70.4	66.2	
選定された裁判員候補者のうち,選任手続期日に出席した人の割合(%) (D	/A)	24.5	28.1	27.8	27.4	23.2	

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員(判決人員は実人員)である。

<sup>2 「</sup>出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

<sup>3 [ ]</sup>は判決人員1人当たりの平均である。

# (2) 辞退申立て,許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、5,419 人で、同期日に出席した裁判員候補者 3 万 2598 人に占める割合は 16.6%である。また、辞退が認められた総数は、4,992 人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表 1 7 のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表 2 5 添付のグラフを併せて参照されたい。

図表 1 7 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数,辞退が認められた 裁判員候補者数及びその内訳(実審理予定日数別)

	\$\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	実 審	理	产 定	日 数
	総数	2日以内	3日	4日	5日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	32,598	76	3,867	7,278	21,377
辞退を申し立てた裁判員候補者数	5,419	11	486	1,002	3,920
辞退が認められた裁判員候補者数	《92.1》 4,992	《81.8》 9	《90.5》 440	《91.4》 916	《92.5》 3,627
裁判員法16条1号~7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(1.3) 65	_	(2.0)	(0.7)	(1.4)
疾病傷害(法16条8号イ)	(5.8) 288	_	(6.4) 28	(5.8) 53	(5.7) 207
介護養育(法16条8号口)	(6.8) 337	(11.1)	(9.3) 41	(7.8) 71	(6.2) 224
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(49.5) 2,470	(55.6) 5	(49.3) 217	(48.0) 440	(49.8) 1,808
社会生活上の重要用務(法16条8号二)	(4.9) 247	-	(4.5) 20	(5.1) 47	(5.0) 180
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	_	-	-	1	_
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 24	_	(0.7)	(0.4)	(0.5) 17
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.9)	_	(1.8)	(1.7)	(1.9) 70
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.1)	(11.1)	(1.6)	(2.1)	(2.2)
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1)	_	(0.2)	(0.1)	(0.1)
遠隔地(辞退政令5号)	(0.7)	_	(0.5)	(0.7)	(0.7)
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(26.5) 1,323	(22.2)	(23.6)	(27.6) 253	(26.6) 964

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

<sup>2 《 》</sup>は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

<sup>3 ( )</sup>は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

<sup>4</sup> 重大な災害に伴う生活再建 (法16条8号ホ) の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12月12日 以降の数値を計上している。

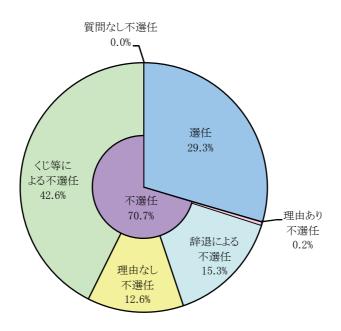
## (3) 不選任に関する状況

選任手続期日において,不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を 実審理予定日数別にみると,図表18のとおりであり,次頁の円グラフは,選任・不選 任(事由別)の割合をグラフ化したものである。

図表 1 8 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳 (実審理予定日数別)

		√/\ <del>*/-</del>	実 寝	番 理	予定	日 数
		総数	2日以内	3日	4日	5日以上
半	]決人員	1,182	3	152	281	746
遃	発生手続期日に出席した裁判員候補者数	[27.6] 32,598	[25.3] 76	[25.4] 3,867	[25.9] 7,278	[28.7] 21,377
不	「選任決定がされた裁判員候補者数 	[19.5] 23,036	[17.3] 52	[17.6] 2,668	[17.9] 5,041	[20.5] 15,275
	理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 52	[0.3] 1	[0.1] 10	[0.0]	[0.0] 34
	辞退による不選任(法34条7項)	[4.2] 4,992	[3.0] 9	[2.9] 440	[3.3] 916	[4.9] 3,627
	理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.5] 4,106	[2.3] 7	[2.6] 394	[3.1] 865	[3.8] 2,840
	くじ等による不選任(法37条3項)	[11.7] 13,886	[11.7] 35	[12.0] 1,824	[11.6] 3,253	[11.8] 8,774
	質問なし不選任(規35条2項,3項) ※注4	_	_	_	_	_

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
  - 2 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。
  - 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している(この点は、理由あり不選任決定についても同様である。)。
  - 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す 方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

## (4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と,裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると,図表19のとおりであり,これに続く円グラフは,選挙人名簿登録者のうち裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を みると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性 であることに留意する必要がある。)。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると,図表21のとおりである。

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等(庁別)

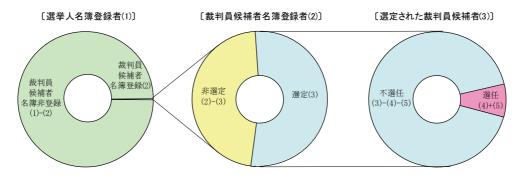
	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 ( <u>4)+(5)</u> (2) (%)
総数	1,182	104,038,432	233,800	132,831	6,767	2,293	3.9
東京地裁本庁	98	7,431,066	18,200	9,230	573	193	4.2
東京地裁立川支部	21	3,383,824	5,800	1,628	128	42	2.9
横浜地裁本庁	57	6,388,261	9,600	5,460	339	120	4.8
横浜地裁小田原支部	15	984,580	1,800	1,565	84	28	6.2
さいたま地裁本庁	62	5,900,372	10,800	5,452	369	127	4.6
千葉地裁本庁	136	5,069,752	21,700	13,575	768	254	4.7
水戸地裁本庁	22	2,417,300	3,800	2,720	135	50	4.9
宇都宮地裁本庁	17	1,625,552	4,600	2,010	98	34	2.9
前橋地裁本庁	13	1,620,430	3,100	1,110	78	26	3.4
静岡地裁本庁	9	982,692	1,200	853	55	19	6.2
静岡地裁沼津支部	11	1,019,788	1,800	1,115	66	24	5.0
静岡地裁浜松支部	7	1,059,218	1,200	670	43	15	4.8
甲府地裁本庁	9	695,544	2,300	1,105	54	19	3.2
長野地裁本庁	8	866,971	1,800	780	42	14	3.1
長野地裁松本支部	2	876,088	1,400	165	13	4	1.2
新潟地裁本庁	8	1,939,014	2,300	1,290	43	16	2.6
大阪地裁本庁	98	5,141,636	19,000	10,437	562	196	4.0
大阪地裁堺支部	19	1,984,034	5,600	1,825	111	36	2.6
京都地裁本庁	23	2,089,553	5,700	4,245	119	37	2.7
神戸地裁本庁	39	3,199,142	8,700	5,422	221	79	3.4
神戸地裁姫路支部	6	1,343,140	2,000	690	37	12	2.5
奈良地裁本庁	12	1,144,830	2,000	1,185	75	26	5.1
大津地裁本庁	8	1,119,425	2,500	830	49	16	2.6
和歌山地裁本庁	10	832,354	1,700	1,740	55	20	4.4
名古屋地裁本庁	63	4,063,900	8,300	7,345	370	124	6.0
名古屋地裁岡崎支部	31	1,834,761	2,700	3,130	147	49	7.3
津地裁本庁	12	1,494,796	3,200	1,900	76	26	3.2
岐阜地裁本庁	15	1,673,462	3,000	1,330	91	30	4.0
福井地裁本庁	6	647,535	1,200	1,060	24	10	2.8
金沢地裁本庁	1	941,580	1,300	70	6	1	0.5
富山地裁本庁	3	892,351	1,200	335	18	4	1.8
広島地裁本庁	28	2,316,825	7,400	3,713	163	57	3.0
山口地裁本庁	7	1,183,956	1,800	936	43	16	3.3
岡山地裁本庁	19	1,569,076	3,800	2,620	118	40	4.2
鳥取地裁本庁	5	478,300	1,600	725	32	10	2.6
松江地裁本庁	2	581,554	1,200	230	12	4	1.3

# (図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 ( <u>4</u> )+( <u>5</u> ) ( <u>2</u> ) (%)
福岡地裁本庁	46	3,057,585	6,700	5,765	244	80	4.8
福岡地裁小倉支部	35	1,071,619	2,600	4,225	178	59	9.1
佐賀地裁本庁	8	682,961	2,000	1,065	38	14	2.6
長崎地裁本庁	3	1,157,904	1,500	410	19	6	1.7
大分地裁本庁	7	978,269	2,400	720	42	14	2.3
熊本地裁本庁	7	1,478,676	2,300	730	30	8	1.7
鹿児島地裁本庁	18	1,380,875	2,700	2,290	98	32	4.8
宮崎地裁本庁	11	924,506	1,800	1,545	57	19	4.2
那覇地裁本庁	17	1,104,199	2,600	2,010	102	34	5.2
仙台地裁本庁	11	1,905,014	4,800	1,340	68	22	1.9
福島地裁本庁	7	461,593	1,300	880	37	12	3.8
福島地裁郡山支部	4	1,150,686	1,600	390	24	8	2.0
山形地裁本庁	3	946,316	1,800	370	22	6	1.6
盛岡地裁本庁	3	1,082,049	1,100	360	18	7	2.3
秋田地裁本庁	5	899,186	1,200	490	31	11	3.5
青森地裁本庁	6	1,134,240	3,500	685	37	12	1.4
札幌地裁本庁	28	2,789,930	5,600	3,535	157	54	3.8
函館地裁本庁	6	394,885	1,200	890	36	12	4.0
旭川地裁本庁	7	596,905	1,200	680	43	16	4.9
釧路地裁本庁	5	776,713	2,300	525	30	10	1.7
高松地裁本庁	10	821,736	2,500	1,800	55	18	2.9
徳島地裁本庁	6	646,611	1,400	540	37	13	3.6
高知地裁本庁	8	625,189	1,200	1,210	45	14	4.9
松山地裁本庁	19	1,178,123	3,200	1,880	102	34	4.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
  - 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人 員であり、概数である。
  - 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
  - 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が 回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。
  - 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

## <イメージ>



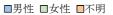
図表 2 O 選任手続期日に出席した裁判員候補者,選任された裁判員及び 補充裁判員の属性

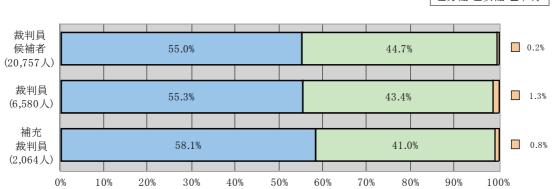
		裁判員候補者	裁判員	補充 裁判員
ž	総数	20,757	6,580	2,064
	男性	11,422	3,637	1,200
性別	女性	9,286	2,859	847
	不明	49	84	17
	20代	2,669	903	263
	30代	3,964	1,318	398
	40代	4,990	1,592	531
年代別	50代	4,132	1,318	425
	60代	4,421	1,224	397
	70歳以上	531	133	31
	不明	50	92	19
	お勤め	10,965	3,774	1,192
	自営・自由業	1,436	414	144
	パート・アルバイト	3,725	1,003	339
mh **+11	専業主婦・専業主夫	2,000	618	173
職業別	学生	131	60	16
	無職	1,876	427	138
	その他	501	172	38
	不明	123	112	24

<sup>(</sup>注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

<sup>2 「</sup>お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

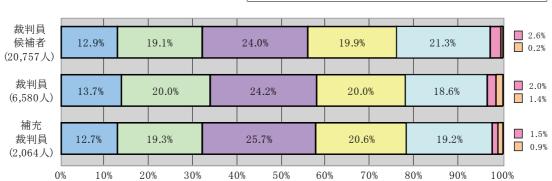
# 性別





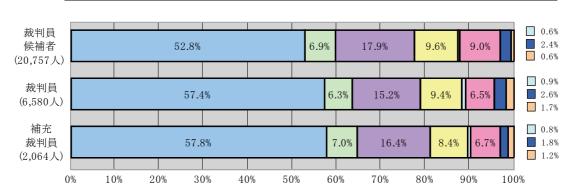
## 年代別





### 職業別

# □お勤め □自営・自由業 □パート・アルバイト □専業主婦・専業主夫 □学生 □無職 ■その他 □不明



図表 2 1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の 平均 (実審理予定日数別)

			判		決	人		員		退けよるよ
		44 M4	選	任 さ	れた	補	充 裁	判員	数	選任された 補充裁判員
		総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6 人 以上	数の平均
	総数	1,182	-	28	1,047	80	24	2	1	2.1
実	2日以内	3	-	-	3	-	_	-	П	2.0
審理	3目	152	_	17	135	_	_	_	_	1.9
予定日	4日	281	_	5	273	1	2	_	_	2.0
数	5日以上	746	I	6	636	79	22	2	1	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 選任された補充裁判員数の平均は,

選任された補充裁判員数(延べ人員) により算出した。

判決人員 (実人員)

# (5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると(裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。),図表22のとおりである。

図表 2 2 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数 (開廷回数別)

			<b>◇◇米</b> +	開	<b></b>	£ [	<b>1</b> §	数
			総数	2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決	大	員	1,182	24	389	358	185	226
	Ì	総数	(0.14) 160	-	(0.10) 39	(0.10) 37	(0.14) 26	(0.26) 58
裁判		宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	5	-	2	2	-	1
員	員その	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	-	_	1
		辞任申立て	154	_	37	35	26	56
	}	総数	(0.17)	(0.08)	(0.14)	(0.13)		(0.27)
			196	2	56	45	33	60
補		宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	3	_	1	1	=	1
充裁判		その他の義務違反,不公平な裁判のおそれ,虚偽記載等	_	_	-	_	_	_
員		辞任申立て	60	_	7	19	11	23
		必要がないと認めたもの(法45条)	(0.11) 133	(0.08) 2	(0.12) 48	(0.07) 25	(0.12) 22	(0.16) 36

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

<sup>2 ( )</sup> 内は判決人員1人当たりの平均である。

# (6) その他

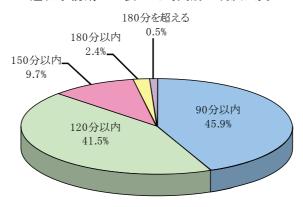
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、99.3分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.6人である。

図表 2 3 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員 候補者総数 (選任手続期日に要した時間別)

			判	決		人	員		出席した
		4W 781	出席	した	裁半	· 員 何	矣 補	者数	裁判員 候補者
		総数	30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内	50人を 超える	総数
	総数	1,182	892	156	85	24	8	17	32,598
	90分以内	542	462	53	23	4	-	-	13,835
要選 し任	120分以内	491	366	76	35	8	2	4	13,602
た手 時続	150分以内	115	56	23	21	9	2	4	3,714
間期日	180分以内	28	8	3	4	3	4	6	1,132
に	180分を超える	6	_	1	2	-	-	3	315

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況(選任手続全般を通じて)

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数 の推移をみると、図表24のとおりである。

総数 総数 132,831 選定された裁判員候補者の総数 [112.4]|呼び出さない措置がされた裁判員 40,755 候補者の数 ※注2 [34.5]92,076 呼出状を送付した裁判員候補者の 数(c) [77.9]呼出取消しがされた裁判員候補者 43,806 の数(d) ※注2 [37.1] 32,598 選任手続期日に出席した裁判員 候補者の数(e) [27.6] 裁判員候補者の出席率(%) 67.5 (e/(c-d))

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
  - 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、 辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼 出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知 等が不到達であったものが含まれる。
  - 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には 出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
  - 4 [ ]は、総数を判決人員(実人員1,182人)で除した平均値である。

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表 2 5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳 (選任手続期日の前と当日別)

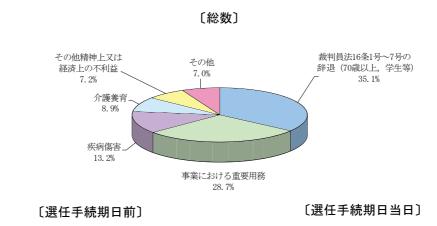
		121 K T 1	t: #n n 24	
	総数	選任手糸 辞退申出によって 呼び出さない 措置がされた 裁判員候補者	売期日前 辞退申出によって 呼出取消しが された裁判員 候補者	選任手続 期日当日
判決人員	1,182			
選定された裁判員候補者の数	132,831			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	86,201	39,316	41,893	4,992
	<100.0>	<45.6>	<48.6>	<5.8>
裁判員法16条1号~7号の辞退(70歳以上,学生等)	(35.1)	(65.4)	(10.7)	(1.3)
	30,246	25,718	4,463	65
疾病傷害(法16条8号イ)	(13.2)	(19.0)	(8.5)	(5.8)
	11,341	7,478	3,575	288
介護養育(法16条8号口)	(8.9)	(4.1)	(13.6)	(6.8)
	7,633	1,614	5,682	337
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(28.7)	(6.9)	(46.6)	(49.5)
	24,736	2,729	19,537	2,470
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.7)	(0.4)	(2.4)	(4.9)
	1,425	167	1,011	247
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	_	_	_	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8)	(0.4)	(1.3)	(0.5)
	712	148	540	24
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.3)	(0.4)	(2.2)	(1.9)
	1,154	159	901	94
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8)	(0.1)	(1.2)	(2.1)
	658	43	509	106
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 116	(0.1) 21	(0.2) 90	(0.1)
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,985	(1.0) 407	(3.7) 1,545	(0.7)
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.2)	(2.1)	(9.6)	(26.5)
	6,195	832	4,040	1,323

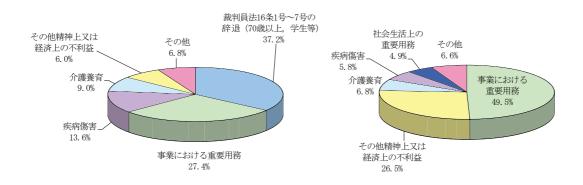
<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

<sup>2 ()</sup>は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

<sup>3 &</sup>lt; >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

<sup>4</sup> 重大な災害に伴う生活再建 (法16条8号ホ) の数値は、改正裁判員法施行日 である平成27年12月12日以降の数値を計上している。





実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別\*11に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

<sup>\*11</sup> 事件が終局した日(判決宣告日)を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)(庁別)

	辞退が認	実 潅	7 理	予定	日 数		辞退が認	実	理 -	予定	日 数
	められた裁 判員候補 者の割合 (総数)	2日 以内	3日	4日	5日 以上		められた裁 判員候補 者の割合 (総数)	2日 以内	3日	4日	5日 以上
総数	64.9	65.2	60.5	61.7	66.5	広島地裁本庁	69.8	-	57.8	62.8	72.5
東京地裁本庁	60.2	-	55.3	57.9	61.8	山口地裁本庁	70.0	-	68.3	62.2	75.3
東京地裁立川支部	57.6	-	51.4	52.3	59.1	岡山地裁本庁	66.4	-	60.8	63.8	67.0
横浜地裁本庁	59.1	-	-	54.0	59.9	鳥取地裁本庁	74.9	-	68.4	-	75.9
横浜地裁小田原支部	62.7	-	65.8	58.8	61.9	松江地裁本庁	75.2	=	-	-	75.2
さいたま地裁本庁	61.8	-	58.4	61.3	63.4	福岡地裁本庁	66.1	-	53.1	64.3	67.3
千葉地裁本庁	62.6	-	57.5	59.1	64.2	福岡地裁小倉支部	69.0	64.4	65.7	69.5	70.2
水戸地裁本庁	70.2	-	71.1	64.4	71.5	佐賀地裁本庁	65.6	-	-	60.0	67.7
宇都宮地裁本庁	66.5	-	65.9	64.3	67.0	長崎地裁本庁	76.3	-	-	73.1	77.9
前橋地裁本庁	62.1	-	59.2	60.2	68.6	大分地裁本庁	65.1	65.6	60.0	66.7	65.4
静岡地裁本庁	62.4	-	55.0	62.9	68.6	熊本地裁本庁	61.1	-	58.8	67.1	60.8
静岡地裁沼津支部	68.3	-	-	65.9	68.4	鹿児島地裁本庁	69.7	-	68.8	64.8	71.5
静岡地裁浜松支部	67.5	-	67.2	60.0	72.8	宮崎地裁本庁	64.7	-	-	57.8	65.1
甲府地裁本庁	64.4	-	61.1	58.3	66.1	那覇地裁本庁	62.5	-	62.2	63.7	62.3
長野地裁本庁	62.6	-	66.7	65.8	58.9	仙台地裁本庁	64.6	-	-	-	64.6
長野地裁松本支部	64.2	-	-	58.9	70.7	福島地裁本庁	64.3	=	-	64.8	64.0
新潟地裁本庁	71.3	-	-	63.2	74.2	福島地裁郡山支部	62.1	-	62.5	57.5	63.5
大阪地裁本庁	60.1	-	50.7	57.3	61.6	山形地裁本庁	65.9	-	-	55.0	70.0
大阪地裁堺支部	60.9	-	57.9	56.0	62.3	盛岡地裁本庁	61.4	-	66.0	59.0	60.0
京都地裁本庁	67.9	-	57.5	54.9	70.4	秋田地裁本庁	64.3	=	-	-	64.3
神戸地裁本庁	68.9	-	57.7	62.7	72.0	青森地裁本庁	64.8	-	-	-	64.8
神戸地裁姫路支部	66.2	-	60.5	65.7	69.0	札幌地裁本庁	65.7	-	58.4	66.7	67.0
奈良地裁本庁	62.6	-	61.1	61.0	63.7	函館地裁本庁	64.8	-	69.4	62.8	66.1
大津地裁本庁	61.7	-	57.5	61.0	65.4	旭川地裁本庁	65.1	-	66.7	64.8	64.3
和歌山地裁本庁	71.7	-	-	68.6	72.5	釧路地裁本庁	69.7	-	-	67.5	76.8
名古屋地裁本庁	65.8	-	59.3	60.9	67.4	高松地裁本庁	75.7	-	77.5	-	75.4
名古屋地裁岡崎支部	66.6	-	59.6	64.4	67.5	徳島地裁本庁	60.0	-	63.8	57.9	56.7
津地裁本庁	70.3	-	-	65.1	73.2	高知地裁本庁	68.6	-	-	68.2	68.7
岐阜地裁本庁	67.3	-	62.5	67.9	67.5	松山地裁本庁	66.5	-	64.2	67.8	67.6
福井地裁本庁	72.4	-	-	55.0	75.9						
金沢地裁本庁	58.6	-	58.6	-	-						
富山地裁本庁	66.0	_	_	62.7	67.6						

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による。

<sup>2</sup> 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、辞退が認められた裁判員候補者数 選定された裁判員候補者数 ×100により算出した。

図表 2 7 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合 (%) (辞退事由別)

	辞退が認められた裁判	実	新 理 <del>-</del>	予定	日数
	員候補者の 割合(総数)	2日 以内	3日	4日	5日 以上
総数	64.9	65.2	60.5	61.7	66.5
裁判員法16条1号~7号の辞退(70歳以上, 学生等)	22.8	27.0	23.3	23.3	22.5
疾病傷害(法16条8号イ)	8.5	9.3	8.5	8.3	8.6
介護養育(法16条8号口)	5.7	5.6	5.6	5.6	5.8
事業における重要用務(法16条8号ハ)	18.6	14.1	15.0	16.0	19.9
社会生活上の重要用務(法16条8号二)	1.1	0.7	1.0	0.9	1.1
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	_	ı	_	_	_
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	1.1	0.4	0.5	0.6
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.9	1.5	0.7	0.9	0.9
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	_	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.5	2.2	1.4	1.3	1.5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.7	3.3	3.9	4.5	4.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
  - 2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は, 辞退が認められた裁判員候補者数 選定された裁判員候補者数 ×100により算出した。
  - 3 重大な災害に伴う生活再建 (法16条8号ホ) の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12 月12日以降の数値を計上している。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	132,831	8,919	16,990	16,305	5,395	8,544	11,367
辞退が認められた裁判員候補者の数	(64.9) 86,201	(65.7) 5,858	(67.9) 11,535	(67.1) 10,939	(63.2) 3,407	(62.1) 5,305	(61.1) 6,940
		7月 12,291	8月 4,655	9月9,610	10月 13,152	11月 10,348	12月 15,255
		(63.2) 7,766	(66.8) 3,111	(63.7) 6,120	(63.6) 8,364	(64.9) 6,713	(66.5) 10,143

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
  - 2 ( )は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

## 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

- 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成
  - (1) 対象事件・合議体の構成

### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である(法2条1項)。 ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う(除外決定、法3条1項)。

さらに、平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、長期間の審判を要する事件等についても決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱うこととされた(除外決定、法3条の2第1項)。

### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる(法2条2項、3項)。

(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

#### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起(起訴)することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない(法49条)。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお,裁判員が加わって審理が開始された後に,鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから,裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定

を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる(**第1回公判期日前の鑑定**、法50条1項)。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない(刑事訴訟法281条の6)。公判の**実審理期間・開廷回数**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人 の被告事件についての陳述等が行われる(冒頭手続)。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実 を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠 物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、 被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ(検察官の論告・求刑、弁護人の弁論)、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ(最終陳述)、審理を終結する(結審)。

取り調べた証拠数・証人数,証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は,図表46ないし図表57のとおりである。

(4) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合(**客観的併合**)がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方,同一の被告人に対し,複数の事件が起訴され,弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて,裁判員の負担を軽減しながらも,刑の量定も含め適正な結論が得られるように,**区分審理**の制度が設けられた(法71条以下)。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し(区分審理決定),順次,区分し

た事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある(法74条)。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳,区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

#### ウ評議

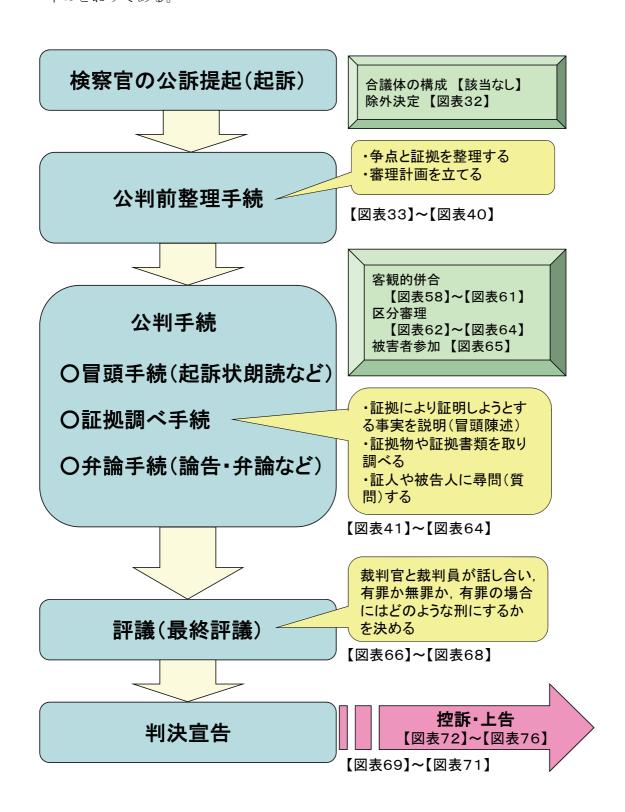
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり(中間評議)、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

#### エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪,有罪の場合には量刑につき結論が決まると,判決が宣告され,事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は,高等裁判所に控訴することができ,控訴審判決に不服がある当事者は,最高裁判所に上告することができる。 裁判員裁判の第一審の裁判結果や,控訴理由,控訴審の結果,上告理由,上告審の

結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

オ なお、公判手続(公判前整理手続を含む。)の流れをフローチャートで示すと、以 下のとおりである。



# (3) クロス集計の視点

公判手続(公判前整理手続を含む。)については、自白事件と否認事件で運用の在り 方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々な クロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続 に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分 布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一 審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

830.0(分) (注) 図表55参照

# 2 概況

平成27年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。 各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

区分 総数 自白 否認 事項 (平均) 受理~第1回 8.2(月) 6.4(月) 10.2(月) 平均審理期間 11.2(月) (注) 図表41参照 受理~終局 9.2(月) 7.4(月) 13.0(日) (注) 図表42参照 平均実審理期間 9.4(目) 6.2(目) 平均開廷回数 5.6(回) 4.7(回) 3.8(回) (注) 図表44参照 平均公判前整理手続期間 7.4(月) 5.8(月) 9.1(月) (注) 図表37参照 平均公判前整理手続期日回数 (注) 図表33参照 5.7(回) 4.4(回) 7.3(回) 平均評議時間 541.9(分) (注) 図表66参照 719.6(分) 917.7(分) 平均取調べ証拠数 25.1(個) 21.4(個) 29.2(個) (注) 図表46参照 平均取調べ証人数 3.0(人) 2.0(人) 4.2(人) (注) 図表47参照 平均証人尋問時間 214.8(分) 109.7(分) 322.1(分) (注) 図表49参照 平均被告人質問時間 174.5(分) 147.2(分) 204.6(分) (注) 図表51参照

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

### 3 審理

平均開廷時間

#### (1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条 1項の除外決定がされた人員は、平成27年中に終局した事件においては2人であった。

617.3(分)

424.4(分)

# 図表30 合議体の構成別の判決人員(罪名別) (裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

# 図表31 合議体の構成別の判決人員(実審理期間別) (裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

<sup>(</sup>注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員

	法3条1項	法3条の2第1項
総数	2	_
麻薬特例法違反	2	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による 実人員である。
  - 2 法3条の2第1項の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12月12日以降の数値を計上している。

## (2) 公判前整理手続

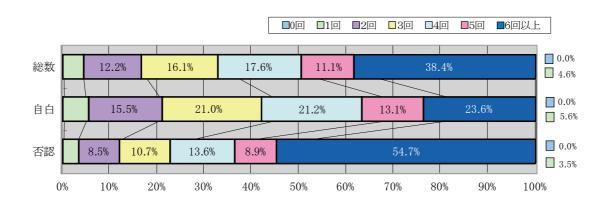
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況(自白・否認別)は、図表33のとおりである。同表には、平成18年から平成20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。

なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定(法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。)をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別)

	判決		平均公判前 整理手続期						
	人員	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	日回数(回)
総数	(100.0) 1,155	1	(4.6) 53	(12.2) 141	(16.1) 186	(17.6) 203	(11.1) 128	(38.4) 444	5.7
自白	(100.0) 605	1	(5.6) 34	(15.5) 94	(21.0) 127	(21.2) 128	(13.1) 79	(23.6) 143	4.4
否認	(100.0) 550	_	(3.5) 19	(8.5) 47	(10.7) 59	(13.6) 75	(8.9) 49	(54.7) 301	7.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 ( )は判決人員に対する割合(%)である。



(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した 裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び 平均公判前整理手続期日回数(自白否認別) (平成18年~20年累計)

	判決		公判前整理手続期日回数									
	人員	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	整理手続期 日回数(回)			
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153	2.3			
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18	1.7			
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135	3.1			

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

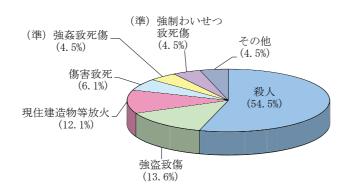
<sup>2 「</sup>判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,165	(5.7) 66
殺人	290	(12.4) 36
強盗致傷	229	(3.9)
現住建造物等放火	110	(7.3) 8
傷害致死	118	(3.4)
(準)強姦致死傷	82	(3.7)
(準)強制わいせつ致死傷	97	(3.1)
傷害	7	(28.6)
強盗致死(強盗殺人)	18	(5.6) 1

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

# 第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った人員の罪名別の割合



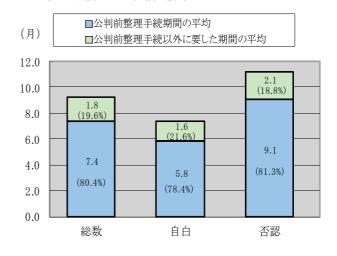
<sup>2 ( )</sup> は判決人員に対する割合(%)である。

平均審理期間,公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均(自白・否認別,罪名別,第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別)をみると,図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは,1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間,2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間,3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し,かつ,それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、平成18年から平成20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前 整理手続期 間の平均 (月)	うち公判前 整理手続以 外に要した 期間の平均 (月)
総数	9.2	(80.4) 7.4	(19.6) 1.8
自白	7.4	(78.4) 5.8	(21.6) 1.6
否認	11.2	(81.3) 9.1	(18.8) 2.1



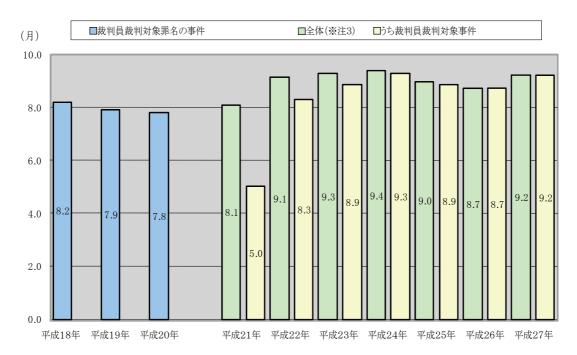
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
  - 2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。

# (参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白 否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体 の自白否認別の平均審理期間(平成18年~20年累計)

	公判前整理引 事件全体	≤続に付された	通常第一審	うち裁判員裁	うち裁判員裁判対象罪名の事件					
	平均審理期間(月)	世子紀以		平均審理 期間(月)	うち公判前整 理手続期間の 平均(月)	うち公判前整 理手続以外に 要した期間の 平均(月)	平均審理 期間(月)			
総数	6.8	(44.1) 3.0	(55.9) 3.8	6.6	(43.9) 2.9	(56.1) 3.7	6.8			
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.2			
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
  - 2 有罪人員(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。
  - 3 「法定合議事件全体」には、終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件を掲げた。
  - 4 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。

## (参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



- (注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。
  - 2 裁判員対象罪名の事件は、有罪人員 (一部無罪を含む。) 及び無罪人員を基に算出した。
  - 3 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	Ř	総	数		Á	白	-	否	認
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)
総数	9.2	(80.4) 7.4	(19.6) 1.8	7.4	(78.4) 5.8	(21.6) 1.6	11.2	(81.3) 9.1	(18.8) 2.1
殺人	10.5	(81.9) 8.6	(18.1) 1.9	7.3	(84.9) 6.2	(15.1) 1.1	13.1	(80.9) 10.6	(19.1) 2.5
強盗致傷	8.5	(78.8) 6.7	(21.2) 1.8	7.1	(80.3) 5.7	(19.7) 1.4	10.1	(79.2) 8.0	(20.8)
傷害致死	8.5	(80.0) 6.8	(20.0) 1.7	7.5	(81.3) 6.1	(18.7) 1.4	9.6	(80.2) 7.7	(19.8) 1.9
現住建造物等 放火	8.3	(80.7) 6.7	(19.3) 1.6	6.6	(78.8) 5.2	(21.2) 1.4	10.7	(82.2) 8.8	(17.8) 1.9
覚せい剤取締 法違反	9.2	(81.5) 7.5	(18.5) 1.7	6.9	(78.3) 5.4	(21.7) 1.5	10.6	(83.0) 8.8	(17.0) 1.8
(準)強制わい せつ致死傷	7.3	(80.8) 5.9	(19.2) 1.4	7.1	(77.5) 5.5	(22.5) 1.6	8.5	(85.9) 7.3	(14.1) 1.2
(準)強姦致死 傷	8.9	(78.7) 7.0	(21.3) 1.9	7.0	(85.7) 6.0	(14.3) 1.0	10.4	(76.0) 7.9	(24.0) 2.5
麻薬特例法違 反	12.9	(60.5) 7.8	(39.5) 5.1	12.6	(61.9) 7.8	(38.1) 4.8	14.4	(52.1) 7.5	(47.9) 6.9
危険運転致死	8.0	(83.8) 6.7	(16.3) 1.3	7.3	(78.1) 5.7	(21.9) 1.6	9.0	(90.0) 8.1	(10.0) 0.9
強盗致死(強盗殺人)	14.0	(77.9) 10.9	(22.1) 3.1	6.4	(84.4) 5.4	(15.6) 1.0	18.8	(77.1) 14.5	(22.9) 4.3

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による。

<sup>2 ( )</sup>は平均審理期間に対する割合(%)である。

<sup>3</sup> 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

<sup>4 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷 処罰法2条に規定する罪である。

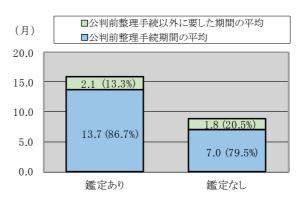
図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

			公		判	前		整	理		手	ń	続	期		間		手平
	判決人員	15 日以内	1 月以内	2月以内	3 月以内	6 月以内	9 月以内	1 年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2 年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3 年以内	3年を超える	続期間(月)均公判前整理
総数	1,155	ı	ı	6	50	498	333	143	69	28	5	8	3	6	5	-	1	7.4
自白	605	-	-	4	43	351	146	43	12	5	-	-	1	-	1	-	1	5.8
否認	550	-	-	2	7	147	187	100	57	23	5	8	2	6	5	-	1	9.1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判 前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理 手続期間の 平均(月)	公判前整理 手続以外に 要した期間 の平均(月)
鑑定あり	15.8	(86.7)	(13.3)
型血人 C (タ) ワ	10.0	13.7	2.1
鑑定なし	8.8	(79.5)	(20.5)
<b>亜足なし</b>	0.0	7.0	1.8



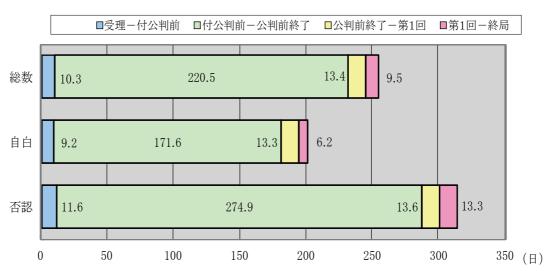
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
  - 2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。

図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理期間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	1,182	9.2	(80.4) 7.4	(19.6) 1.8
2回以下	24	5.4	(79.6) 4.3	(20.4) 1.1
3回	389	6.3	(79.4) 5.0	(20.6) 1.3
4回	358	8.4	(81.0) 6.8	(19.0) 1.6
5回以上	411	12.9	(80.6) 10.4	(19.4) 2.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 ()は平均審理期間に対する割合(%)である。
  - 3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後, 裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数(自白・否認別)を算出し、グラフ化したものが、図表40である。



図表40 審理段階別の平均日数(自白否認別)

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
  - 2 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件 (例:裁判員裁判対象事件以外の事件 係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
  - 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、 公判前整理手続を再開したものがある。
  - 4 日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは 一致しない。

## (3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表41のとおりである。また、図表42は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表 4 1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決		審	理		期	間		平均審理
	人員	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	期間(月)
総数	1,182	7	65	140	177	406	201	186	9.2
自白	623	6	55	118	124	217	65	38	7.4
否認	559	1	10	22	53	189	136	148	11.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表 4 2 実審理期間 (第 1 回公判から終局まで) 別の判決人員の分布及び平均実審理 期間 (自白否認別)

	判決	実		審		理	期		間		平均実審理
	人員	2目	3目	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	期間(日)
総数	1,182	3	118	171	121	469	229	47	11	13	9.4
自白	623	3	114	137	85	236	41	7	-	-	6.2
否認	559	-	4	34	36	233	188	40	11	13	13.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。
  - 2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理 期間とした。
  - 3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の 参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
  - 4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
  - 5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

開廷回数の各平均及び分布状況(罪名別,自白・否認別,第1回公判期日前の鑑定の有無別)は、図表43ないし図表45のとおりである(なお、取調べ証人数別の開廷回数の分布状況については、図表56を参照。)。

図表43 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (罪名別)

	判決		開	廷		臣	数		平均開廷
	人員	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	回数(回)
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
殺人	290	2	74	99	50	28	10	27	5.3
強盗致傷	229	5	79	70	27	19	8	21	4.5
傷害致死	118	1	32	36	30	3	10	6	4.5
現住建造物等放火	110	5	40	40	13	7	5	_	3.9
覚せい剤取締法違反	106	2	33	35	17	9	1	9	4.5
(準)強制わいせつ致死傷	97	5	64	15	9	1	-	3	3.5
(準)強姦致死傷	82	1	31	29	11	1	4	5	4.4
麻薬特例法違反	31	1	6	3	4	5	3	9	6.3
危険運転致死	26	-	9	6	8	3	-	_	4.2
強盗致死(強盗殺人)	18	_	3	5	3	1	1	5	6.8
強盗強姦	16	-	6	5	4	_	1	_	4.1
集団(準)強姦致死傷	12	1	-	3	3	-	2	4	6.8
偽造通貨行使	7	1	4	1	1	2	-	_	3.7
傷害	7	_	2	1	1	1	_	2	5.9
保護責任者遺棄致死	6	-	1	1	_	4	-	_	5.2
通貨偽造	4	_	4	_	_	-	-	_	3.0
(準)強姦	4	_	_	2	2	_	_	_	4.5
銃刀法違反	4	1	-	2	1	-	-	-	3.8
逮捕監禁致死	3	_	_	_	_	_	_	3	9.3
強盗	3	_	1	_	_	_	2	_	5.7
非現住建造物等放火	2	-	-	2	_	_	-	-	4.0
激発物破裂	2	-	-	2	_	-	-	-	4.0
建造物等以外放火	1	-	-	1	_	-	-	-	4.0
保護責任者遺棄等	1	-	-	_	1	-	-	-	5.0
営利拐取等	1	-	-	-	-	-	1	-	7.0
爆発物取締罰則違反	1	-	-	1	-	_	-	-	4.0
麻薬取締法違反	1	ı	-	_	1	-	-	_	5.0

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2</sup> 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

<sup>3 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条 に規定する罪である。

図表 4 4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)

	判決		開	廷		口	数		平均開廷	
	人員	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	回数(回)	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7	
自白	623	23	305	193	56	18	8	20	3.8	
否認	559	1	84	165	129	66	40	74	5.6	

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表 4 5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (第 1 回公判期日前の鑑定 (法 5 0 条) の有無別)

	判決		開	廷		□	数		平均開廷	
	人員	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	回数(回)	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7	
鑑定あり	66	_	5	19	20	7	5	10	6.4	
鑑定なし	1,116	24	384	339	165	77	43	84	4.6	

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2</sup> 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後,裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

<sup>2</sup> 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

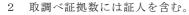
## (4) 公判審理(証拠調べ)

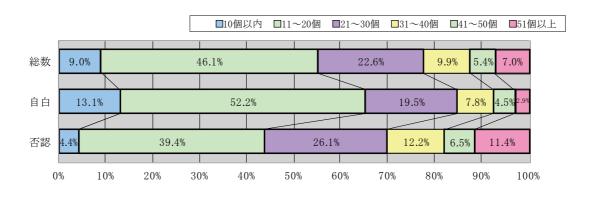
取調べ証拠数,取調べ証人数,罪名別の取調べ証人数,自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間,被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると,図表46ないし図表51のとおりである(なお,平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については,図表57を参照。)。

平均取調べ 調 ~ 証 終局 証拠数 件数 10個以内 11~20個 21~30個 31~40個 41~50個 51個以上 (個) 総数 1,104 99 509 250 109 60 77 25.1 自白 76 579 302 113 45 26 17 21.4 否認 525 23 207 137 60 29.2 64 34

図表46 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数(自白否認別)

<sup>(</sup>注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

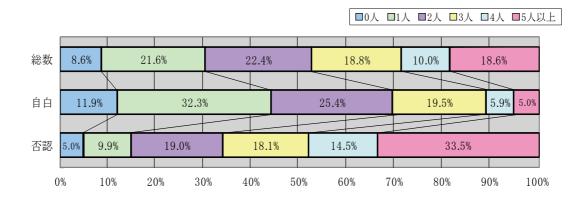




図表47 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数(自白否認別)

		終	局		件	数		
	44 M	取	調	ベ	証	人	数	平均取調べ証人数
	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上	(人)
総数	1,104	95	239	247	208	110	205	3.0
自白	579	69	187	147	113	34	29	2.0
否認	525	26	52	100	95	76	176	4.2

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表48 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数(罪名別)

		終	局		件	数		
		取	調	ベ	証	人	数	平均取調 ベ証人数
	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上	(人)
総数	1,104	95	239	247	208	110	205	3.0
殺人	279	12	39	54	64	44	66	3.8
強盗致傷	207	14	43	55	39	20	36	2.9
現住建造物等放火	110	3	21	37	20	12	17	2.8
傷害致死	106	6	13	19	29	12	27	3.6
(準)強制わいせつ致死傷	97	13	46	19	13	2	4	1.8
覚せい剤取締法違反	94	29	25	15	4	6	15	2.1
(準)強姦致死傷	82	11	24	17	13	7	10	2.6
危険運転致死	26	-	3	5	6	2	10	4.1
麻薬特例法違反	25	5	8	8	4	-	I	1.4
強盗致死(強盗殺人)	16	1	4	4	1	-	6	4.6
強盗強姦	16	_	5	3	6	-	2	2.4
偽造通貨行使	6	_	4	1	_	-	1	1.8
傷害	6	-	1	2	-	-	3	3.8
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	1	2	1	1	4.2
保護責任者遺棄致死	5	-	1	1	_	2	1	3.6
(準)強姦	4	-	-	2	1	-	1	3.0
銃刀法違反	4	1	-	1	1	1	I	2.3
通貨偽造	3	_	2	1	_	-	1	1.3
強盗	3	-	-	-	2	1	I	3.3
非現住建造物等放火	2	-	-	1	1	_	I	2.5
逮捕監禁致死	2	-	-	-	_	-	2	9.5
建造物等以外放火	1	-			_	-	1	5.0
激発物破裂	1	_		_	1	-	-	3.0
保護責任者遺棄	1	_	-	_	_	_	1	5.0
営利拐取等	1	_		_	_	-	1	6.0
爆発物取締罰則違反	1	_			1			3.0
麻薬取締法違反	1	_	_	1	_	_	_	2.0

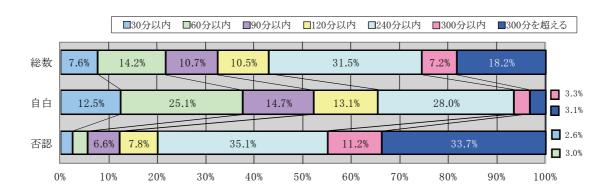
<sup>(</sup>注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

<sup>2 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間(自白否認別)

	úh □	訌	E /	. 4	<b>事</b> 「	問 日	寺	間	平均証人尋
	終局 件数	30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	問時間(分)
総数	1,009	77	143	108	106	318	73	184	214.8
自白	510	64	128	75	67	143	17	16	109.7
否認	499	13	15	33	39	175	56	168	322.1

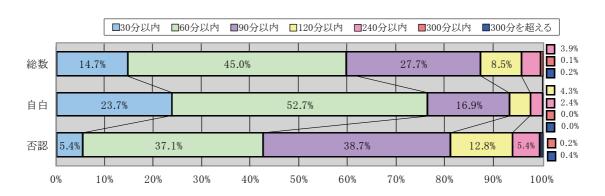
- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
  - 2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表 5 0 証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間(自白否認別)

	終局	証 人	. 1 人	当た	りの	証 人	尋 問	時間	証人1人当た りの平均証人
	件数		60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	尋問時間 (分)
総数	1,009	148	454	279	86	39	1	2	59.5
自白	510	121	269	86	22	12	-	-	48.8
否認	499	27	185	193	64	27	1	2	70.5

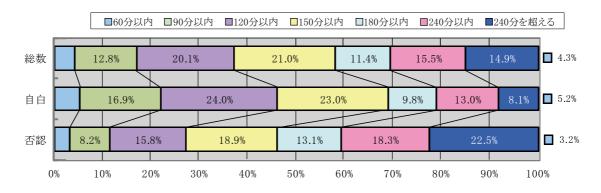
- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
  - 2 証人尋問を実施していないものを除く。



	終局件数	被	告	人	質	問	時	間	平均被告人 質問時間
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	(分)
総数	1,104	47	141	222	232	126	171	165	174.5
自白	579	30	98	139	133	57	75	47	147.2
否認	525	17	43	83	99	69	96	118	204.6

図表51 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間(自白否認別)

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数,証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況(開廷時間の分布別)は,図表52ないし図表54のとおりである(なお,開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については,図表57を参照。)。

図表52 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

		終局	取	調	ベ	証	人	<b>ά</b>
		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		1,104	95	239	247	208	110	205
	5時間以内	191	44	86	42	18	-	1
開	6時間以内	130	19	45	41	20	4	1
	7時間以内	147	13	42	42	28	20	2
廷	8時間以内	105	5	19	36	26	12	7
	9時間以内	93	4	15	26	29	14	5
時	10時間以内	65	1	11	12	24	6	11
	11時間以内	65	2	9	15	15	8	16
間	12時間以内	46	1	3	10	14	9	9
	12時間を超える	262	6	9	23	34	37	153

<sup>(</sup>注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表53 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

		終局	証	人	尋	問	時	間	開廷時間に 占める証人
		件数	30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える	尋問時間の 割合(%)
総数		1,009	77	143	108	106	318	257	33.5
	5時間以内	147	49	55	26	15	2	-	20.0
開	6時間以内	111	12	31	30	19	19	_	23.6
	7時間以内	134	10	25	20	26	53	_	26.5
廷	8時間以内	100	2	12	10	18	55	3	30.0
	9時間以内	89	1	9	6	11	53	9	29.9
時	10時間以内	64	1	4	5	7	33	14	31.4
	11時間以内	63	1	5	3	4	35	15	30.3
間	12時間以内	45	-	1	2	-	26	16	32.5
	12時間を超える	256	1	1	6	6	42	200	39.1

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
  - 2 「開延時間に占める証人尋問時間の割合」は、開延時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開延時間の合計で除す方法により算出した。
  - 3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表54 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

		終局	被	告	人	質	問	時	間	開廷時間に 占める被告
		件数	60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	人質問時間 の割合(%)
総数		1,104	47	141	222	232	126	171	165	28.3
	5時間以内	191	31	72	61	25	2	_	-	36.9
開	6時間以内	130	3	22	56	32	10	7	-	35.1
	7時間以内	147	3	20	44	46	16	17	1	33.0
廷	8時間以内	105	2	9	19	43	14	17	1	31.5
	9時間以内	93	1	5	17	28	21	16	5	30.0
時	10時間以内	65	-	5	4	16	17	17	6	30.3
	11時間以内	65	-	2	6	15	8	16	18	30.5
間	12時間以内	46	-	_	1	7	9	17	12	30.2
	12時間を超える	262	7	6	14	20	29	64	122	23.9

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
  - 2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各 尋問(質問)時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グ ラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開 廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳(自白否認別)

	平均 開廷時間 (分)	平均証人 尋問時間 (分)	うち 検察官	うち 弁護人	うち 裁判体	平均被告 人質問時 間(分)	うち 検察官	うち 弁護人	うち 裁判体
総数	617.3	214.8	100.1	80.2	34.5	174.5	61.6	83.1	29.8
自白	424.4	109.7	46.7	43.9	19.2	147.2	52.2	68.9	26.0
否認	830.0	322.1	154.7	117.3	50.1	204.6	71.9	98.8	33.9

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
  - 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。

## 〔開廷時間(総数)〕 その他 36.9% 被告人質問 28.3% 証人尋問 34.8% [被告人質問時間(総数)] [証人尋問時間(総数)] 裁判体 裁判体 検察官 検察官 17.1% 16.1% 46.6% 35.3% 弁護人 弁護人 37.3% 47.6%

(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開延時間に占める 平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表 5 6 取調べ証人数別の終局件数の分布 (開廷回数別)

		終局	取	調	ベ	証	人	数
		件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		1,104	95	239	247	208	110	205
開	2回以内	26	9	14	3	-	-	_
延	3回	393	64	142	98	67	17	5
	4回	349	16	69	108	83	44	29
回	5回	178	4	11	30	50	29	54
数	6回以上	158	2	3	8	8	20	117

<sup>(</sup>注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均 取調べ証人数を比較したものが、図表 5 7 である。

図表57 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

		平均	匀開廷時間(	(分)	平均取調べ証人数(人)			
		総数	自白	否認	総数	自白	否認	
注	定合議事件総数	436.2	255.9	782.8	2.1	1.2	3.8	
	うち裁判員裁判対象事件	659.4	458.7	887.7	3.0	2.0	4.2	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。
  - 2 終局時の罪名が裁判所法 2 6 条 2 項 2 号に該当する事件のうち,有罪人員(一部無罪を含む。)及び無罪人員を掲げた。
  - 3 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。
  - 4 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表47とは異なる。

## (5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況(自白・否認別)は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表 5 8 - 1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ 証拠数(自白事件)

		終局	取	調	ベ	証	拠	数	平均取調べ
	件数		10個以內	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	証拠数(個)
総数		579	76	302	113	45	26	17	21.4
公	1個	332	64	212	32	14	6	4	16.5
訴	2個	116	9	60	32	4	7	4	23.1
事実	3個	48	1	16	17	9	2	3	27.9
0	4個	40	2	10	13	7	6	2	35.5
数	5個以上	43	-	4	19	11	5	4	34.8

<sup>(</sup>注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 5 8 - 2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ 証拠数 (否認事件)

		終局	取	調	ベ	証	拠	数	平均取調べ
		件数	10個以內	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	証拠数(個)
総数		525	23	207	137	64	34	60	29.2
公	1個	291	19	139	79	27	8	19	24.5
訴	2個	99	2	41	26	7	11	12	29.7
事実	3個	57	-	13	15	16	6	7	34.7
0	4個	27	_	8	8	5	2	4	31.4
数	5個以上	51	2	6	9	9	7	18	47.3

<sup>(</sup>注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

<sup>2</sup> 取調べ証拠数は、延べ数である。

<sup>2</sup> 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表 5 9 - 1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局 件数の分布並びに平均時間(自白事件)

		終局	証人	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計								
	件数		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上	(分)		
総数		579	7	23	51	159	128	74	137	243.8		
公	1個	332	6	10	31	102	68	44	71	231.0		
訴	2個	116	-	8	12	33	26	13	24	230.9		
事実	3個	48	-	1	3	11	13	4	16	292.5		
0	4個	40	1	3	4	7	10	4	11	251.6		
数	5個以上	43	ı	1	1	6	11	9	15	316.6		

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 5 9 - 2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局 件数の分布並びに平均時間(否認事件)

		終局	証人	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計								
	件数		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上	(分)		
総数		525	1	3	8	35	52	68	358	510.8		
公	1個	291	ı	1	6	21	28	44	191	431.3		
訴	2個	99	1	-	1	7	11	13	66	513.2		
事実	3個	57	-	1	-	3	7	5	41	513.2		
0	4個	27	-	-	ı	2	4	2	19	578.3		
数	5個以上	51	-	1	1	2	2	4	41	920.7		

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 O - 1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数 (自白事件)

		終局	開	<b>5</b>	<b>£</b> [	可	数	平均開廷
		件数	2回以下	3回	4回	5回	6回以上	回数(回)
総数		579	25	310	182	45	17	3.6
公	1個	332	20	189	99	19	5	3.4
訴	2個	116	2	70	34	6	4	3.5
事実	3個	48	1	21	21	3	2	3.8
0	4個	40	1	15	11	10	3	4.2
数	5個以上	43	1	15	17	7	3	4.0

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 O - 2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数 (否認事件)

		終局	阱	支	<u>£</u> [	田 🦂	数	平均開廷	
		件数	2回以下	3回	4回	5回	6回以上	回数(回)	
総数		525	1	83	167	133	141	5.3	
公	1個	291	ı	56	102	75	58	4.7	
訴	2個	99	-	17	30	22	30	5.3	
事実	3個	57	-	4	19	18	16	5.4	
0	4個	27	-	2	7	8	10	5.9	
数	5個以上	51	1	4	9	10	27	8.5	

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 1 - 1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間 (自白事件)

		終局		開	廷	時	間		平均開廷
		件数	360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上	時間(分)
総数		579	267	93	67	40	29	83	424.4
公	1個	332	173	55	41	19	14	30	385.5
訴	2個	116	62	16	9	7	5	17	415.4
事実	3個	48	13	11	6	4	3	11	506.8
0	4個	40	14	4	7	3	1	11	516.8
数	5個以上	43	5	7	4	7	6	14	570.5

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 1 - 2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間 (否認事件)

		終局		開	廷	時	間		平均開廷
		件数	360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上	時間(分)
総数		525	54	54	38	53	36	290	830.0
公	1個	291	36	35	24	34	20	142	682.7
訴	2個	99	11	11	7	10	9	51	847.4
事実	3個	57	3	4	5	5	1	39	860.0
0	4個	27	1	1	2	2	2	19	1030.2
数	5個以上	51	3	3	-	2	4	39	1497.5

<sup>(</sup>注)終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

#### (6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62 のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員 12 人について,区分事件審判の実施状況をみると,裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたもの(以下「裁判官のみの合議体」という。)は 12 個(うち自白 8 個, 否認 4 個),裁判官 3 人と裁判員 6 人で構成する合議体により審理及び裁判がされたもの(以下「裁判員を含む合議体」という。)は 0 個であった\*12。また,区分事件審判による部分判決の結果は,全て有罪であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

加油工具	褔	<b>F</b> #	테 (	か	数
判決人員	2個	3個	4個	5個	6個以上
12	12	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表 6 3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (区分審理決定の有無別)

	判決		開	廷		回	数		平均開廷
	人員	2回以内	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	回数(回)
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
区分審理決定あり	12	-	-	-	1	-	2	9	8.8
区分審理決定なし	1,170	24	389	358	184	84	46	85	4.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

<sup>\*12</sup> 区分事件審判における公判が開かれた平均合計時間は、自白が95.6分、否認が405.8分であり、平均開廷回数は、自白が2.6回、否認が4.3回であった。

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間(区分審理決定の有無別)

	判決		開	廷		時	間		平均開廷
	人員	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	960分 以内	960分 を超える	時間(分)
総数	1,182	322	254	163	119	78	72	174	664.4
区分審理決定あり	12	1	-	-	1	-	5	5	901.1
区分審理決定なし	1,170	321	254	163	118	78	67	169	662.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 開延時間には公判準備に要した時間は含まない。
  - 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。
  - 4 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

## (7)被害者参加·刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、108人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況 (罪名別)

	判決人員	参加を申 し出た被 害者等	うち参加を 許可され た被害者 等	l	うち被告人 質問をした 被害者等		292条の2 の意見陳
総数	242	422	417	106	191	275	278
殺人	79	155	154	54	88	104	101
傷害致死	46	71	68	11	22	41	51
(準)強姦致死傷	32	48	48	6	22	37	38
強盗致傷	23	32	32	4	7	24	18
(準)強制わいせつ致死傷	22	33	33	8	11	21	20
危険運転致死	17	40	40	14	21	18	25
強盗致死(強盗殺人)	10	22	21	4	10	14	11
強盗強姦	6	8	8	-	1	6	5
集団(準)強姦致死傷	3	3	3	_	_	3	3
現住建造物等放火	1	2	2	-	2	_	2
(準)強姦	1	4	4	2	4	4	1
傷害	1	3	3	3	3	3	3
営利拐取等	1	1	1	_	_	_	_

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

<sup>2</sup> 被害者等の数は、延べ人員である。

<sup>3 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷 処罰法2条に規定する罪である。

## 4 評議

評議時間の平均及び分布状況(自白・否認別,罪名別及び開廷回数別)は、図表66ないし図表68のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否認別)

	判決		評	議		時	間		平均評議
	人員	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える	時間(分)
総数	1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6
自白	623	32	102	144	143	101	50	51	541.9
否認	559	3	24	73	73	86	82	218	917.7

<sup>(</sup>注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間 (罪名別)

	判決		評	議		時	間		平均 評議
	人員	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分を 超える	時間(分)
総数	1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6
殺人	290	4	21	44	43	44	30	104	924.7
強盗致傷	229	9	38	47	39	29	29	38	625.9
傷害致死	118	3	12	28	13	22	14	26	679.3
現住建造物等放火	110	5	7	21	21	21	18	17	636.1
覚せい剤取締法違反	106	4	15	15	27	17	11	17	622.8
(準)強制わいせつ致死傷	97	6	16	20	23	20	6	6	542.2
(準)強姦致死傷	82	1	9	13	20	14	11	14	660.8
麻薬特例法違反	31	1	2	10	9	7	-	2	547.7
危険運転致死	26	1	_	7	7	2	1	8	681.3
強盗致死(強盗殺人)	18	Ţ	1	3	2	1	4	8	927.0
強盗強姦	16	-	2	3	2	3	1	5	731.3
集団(準)強姦致死傷	12	I	_	_	5	I	-	7	1193.8
偽造通貨行使	7	1	1	2	1	ı	2	J	503.3
傷害	7	ı	_	_	_	I	2	5	1284.3
保護責任者遺棄致死	6	I	_	1	_	4	-	1	690.8
通貨偽造	4	-	3	1	-	-	-	_	321.3
(準)強姦	4	1	_	_	-	2	-	2	841.3
銃刀法違反	4	Ţ	1	1	_	Ţ	2	1	707.5
逮捕監禁致死	3	ı	-	-	_	ı	-	3	1471.7
強盗	3	I	_	_	_	I	-	3	1065.7
非現住建造物等放火	2	J	1	1	2	J	-	1	555.0
激発物破裂	2	ı	_	_	2	1	-	-	575.0
建造物等以外放火	1	I	_	-	_	1	-	-	655.0
保護責任者遺棄等	1	-	-	_	-	ı		1	1648.0
営利拐取等	1	-	_	-	_	ı		1	1230.0
爆発物取締罰則違反	1	ı	-	1	_	ı	-	-	470.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	-	ı	1	-	785.0

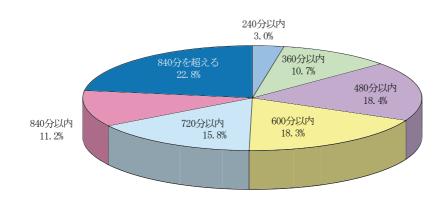
<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法 2条に規定する罪である。

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間 (開廷回数別)

		判決		評	議		時	間		平均 評議
		人員	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える	時間 (分)
総数		1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6
開	2回以下	24	4	8	6	3	1	2	1	400.1
廷	3回	389	25	80	101	85	62	26	10	490.6
	4回	358	5	34	77	78	61	42	61	622.4
回	5回	185	1	1	20	29	32	36	67	814.6
数	6回以上	226	1	3	13	21	31	26	131	1,224.0

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。



<sup>2</sup> 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

## 5 裁判の結果

罪名別,自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、庁別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決 人員	うち	自白	うち	否 認
	八貝		うち控訴		うち控訴
総数	1,182	623	145	559	289
現住建造物等放火	110	64	13	46	26
殺人	290	129	28	161	69
強盗致傷	229	123	29	106	58
傷害致死	118	63	17	55	27
覚せい剤取締法違反	106	40	8	66	48
(準)強制わいせつ致死傷	97	79	15	18	8
(準)強姦致死傷	82	36	11	46	24
麻薬特例法違反	31	26	6	5	1
危険運転致死	26	16	4	10	5
強盗致死(強盗殺人)	18	7	3	11	7
強盗強姦	16	8	1	8	4
集団(準)強姦致死傷	12	10	8	2	1
偽造通貨行使	7	6	1	1	1
傷害	7	1	_	6	2
保護責任者遺棄致死	6	2	1	4	3
通貨偽造	4	4	_	-	_
(準)強姦	4	3	_	1	_
銃刀法違反	4	2	_	2	1
逮捕監禁致死	3	-	_	3	3
強盗	3	-	_	3	1
非現住建造物等放火	2	1	_	1	_
激発物破裂	2	2	_	-	_
建造物等以外放火	1	1	_	-	-
保護責任者遺棄等	1	-	-	1	-
営利拐取等	1	-	-	1	-
爆発物取締罰則違反	1	-	_	1	_
麻薬取締法違反	1	-	_	1	_

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2 及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	一部無罪・	無罪	家裁へ移送	その他	庁名	終局人員	有罪	一部無罪・	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,206	1,160	11	8	2	25	広島地裁本庁	28	28	-	-	-	-
東京地裁本庁	102	97	1	-	1	4	山口地裁本庁	8	7	-	-	-	1
東京地裁立川支部	21	21	-	-	ı	-	岡山地裁本庁	19	19	-	-	-	-
横浜地裁本庁	57	56	1	-	ı	-	鳥取地裁本庁	5	5	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	15	15	-	-	-	-	松江地裁本庁	2	2	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	64	60	-	2	-	2	福岡地裁本庁	46	42	2	1	-	1
千葉地裁本庁	136	135	-	1	-	-	福岡地裁小倉支部	35	34	1	-	-	-
水戸地裁本庁	25	22	-	-	-	3	佐賀地裁本庁	8	8	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	18	17	-	-	-	1	長崎地裁本庁	3	3	-	-	-	-
前橋地裁本庁	13	13	-	-	-	-	大分地裁本庁	7	7	-	-	-	-
静岡地裁本庁	9	9	-	-	-	-	熊本地裁本庁	7	7	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	11	11	-	-	-	-	鹿児島地裁本庁	18	18	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	7	7	-	-	-	-	宮崎地裁本庁	11	11	-	-	-	-
甲府地裁本庁	9	9	-	-	-	-	那覇地裁本庁	17	17	-	-	-	-
長野地裁本庁	8	8	-	-	-	-	仙台地裁本庁	11	11	-	-	-	-
長野地裁松本支部	2	2	-	-	-	-	福島地裁本庁	7	7	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	8	-	-	-	1	福島地裁郡山支部	4	4	-	-	-	-
大阪地裁本庁	103	92	4	2	-	5	山形地裁本庁	3	3	-	-	-	-
大阪地裁堺支部	21	19	-	-	-	2	盛岡地裁本庁	3	3	-	-	-	-
京都地裁本庁	23	22	-	1	-	-	秋田地裁本庁	5	5	-	-	-	-
神戸地裁本庁	42	39	-	-	-	3	青森地裁本庁	6	6	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	7	6	-	-	-	1	札幌地裁本庁	28	27	-	1	-	-
奈良地裁本庁	13	11	1	-	-	1	函館地裁本庁	6	6	-	-	-	-
大津地裁本庁	8	8	-	-	-	-	旭川地裁本庁	7	6	1	-	-	-
和歌山地裁本庁	10	10	-	-	-	-	釧路地裁本庁	5	5	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	63	63	-	-	1	-	高松地裁本庁	10	10	-	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	31	29	-	-	2	-	徳島地裁本庁	6	6	-	-	-	-
津地裁本庁	12	12	-	-	-	-	高知地裁本庁	8	8	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	15	15	-	-	-	-	松山地裁本庁	19	19	-	-	-	-
福井地裁本庁	6	6	-	-	-	-							
金沢地裁本庁	1	1	-	-	-	-							
富山地裁本庁	3	3	-	-	-	-							

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。
  - 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱 区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
  - 4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局 人員	有罪	有罪• 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	1,206	1,160	11	8	2	25
殺人	295	285	1	4	-	5
強盗致傷	239	226	1	1	-	11
傷害致死	118	117	-	1	-	-
現住建造物等放火	112	108	2	-	-	2
覚せい剤取締法違反	106	104	2	_	_	-
(準)強制わいせつ致死傷	98	97	-	_	-	1
(準)強姦致死傷	84	81	1	-	-	2
麻薬特例法違反	31	31	-	_	-	_
危険運転致死	26	26	-	_	-	_
強盗致死(強盗殺人)	19	16	1	1	-	1
強盗強姦	18	16	1	-	-	2
集団(準)強姦致死傷	12	10	-	_	2	_
偽造通貨行使	7	7	-	_	-	_
傷害	7	7	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	7	5	-	1	_	1
通貨偽造	4	4	-	-	_	_
(準)強姦	4	4	-	_	-	_
銃刀法違反	4	3	1	-	-	_
逮捕監禁致死	3	3	_	-	-	_
強盗	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	_	-	-
激発物破裂	2	2	-	_	-	-
建造物等以外放火	1	1	_	_	_	_
保護責任者遺棄等	1	-	1	-		
営利拐取等	1	1	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	1	1	_	-	_	-
麻薬取締法違反	1	-	1	-	_	_

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
  - 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取 扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
  - 4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
  - 5 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死 傷処罰法2条に規定する罪である。

図表71 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員

				終	Į.			局			区			分					
						有				罪									
	終					;	有		期		懲		役			_		控訴	控訴
	局	有		無									3年以	F	Aur.	家裁	そ	申	率
	人員	罪人員	死刑		30 年 以 下	25 年 以 下	20 年 以 下	15 年 以 下	10 年 以 下	7 年 以 下	5 年以下	実刑	執行猶予	保護観察	無罪	へ移送	の他	立人員	( % )
総数	1,206	1,171	4	18	7	13	46	122	219	242	228	75	197	88	8	2	25	434	36.8
殺人	295	286	2	7	5	9	28	49	45	37	35	14	55	17	4	-	5	97	33.4
強盗致傷	239	227	-	-	-	-	5	12	41	64	63	9	33	21	1	-	11	87	38.2
傷害致死	118	117	-	-	-	-	-	5	27	34	27	8	16	3	1	-	-	44	37.3
現住建造物等放火	112	110	-	-	-	-	2	4	7	18	33	10	36	19	-	-	2	39	35.5
覚せい剤取締法違反	106	106	-	-	-	1	4	15	53	27	5	-	1	-	-	-	-	56	52.8
(準)強制わいせつ致死傷	98	97	-	-	-	-	-	1	2	5	30	24	35	19	-	-	1	23	23.7
(準)強姦致死傷	84	82	-	1	1	-	3	17	22	22	12	1	3	1	-	-	2	35	42.7
麻薬特例法違反	31	31	-	-	-	-	-	1	6	15	7	2	-	-	-	-	1	7	22.6
危険運転致死	26	26	-	-	-	1	1	5	7	7	3	1	1	-	-	-	1	9	34.6
強盗致死(強盗殺人)	19	17	2	10	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	1	-	1	10	55.6
強盗強姦	18	16	_	-	1	2	1	6	1	3	1	-	1	1	-	-	2	5	31.3
集団(準)強姦致死傷	12	10	-	-	-	-	2	2	4	2	-	-	-	-	-	2	-	9	90.0
偽造通貨行使	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5	-	-	-	-	2	28.6
傷害	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	2	2	-	-	-	2	28.6
保護責任者遺棄致死	7	5	-	-	1	-	-	-	-	1	2	2	-	-	1	-	1	4	66.7
通貨偽造	4	4	-	1	-	ı	-	1	-	-	1	-	4	3	1	-	1	1	-
(準)強姦	4	4	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
銃刀法違反	4	4	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	1	1	25.0
逮捕監禁致死	3	3	-	-	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	1	3	100.0
強盗	3	3	_	-	-	_	-	1	-	-	1	1	_	-	-	-	-	1	33.3
非現住建造物等放火	2	2	_	1	_	-	-	_	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	_
激発物破裂	2	2	_	-	-	_	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	1	-	_	_	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	1	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	1	1	_	-	_	_	_	_	_	_		1	_	_	-	_	_	_	-
爆発物取締罰則違反	1	1	_	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬取締法違反	1	1	_	-	_	_	-	_	-	1	ı	_	_	-	_	-	_	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
  - 2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送等である。
  - 3 禁錮刑及び罰金刑の終局人員はない。
  - 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
  - 5 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
  - 6 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規 定する罪である。

#### 6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである(ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。)。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成27年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

	130 / 2	· <del>Л</del>	田	加木	עס נינע	工动。	性田(	77 73 1	lı (1:	エ하行	すがい	/ נל נ					
				被	告		人	側			検		察		官		
第	一審の結果	控訴審 終局 人 総数	控訴審 終局人員	刑訴法 377· 378条	訴続の違・ 令反法用り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴続令 反法用り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	(参考) 第一審 終局 人員
総	数	438	431	16	101	311	286	34	4	8	-	4	3	3	-	-	1,206
死;	刑	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
無	期懲役	11	11	1	7	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	25年以下	7	7	-	3	6	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	13
	20年以下	26	24	1	5	20	13	2	-	1	-	-	1	-	-	-	46
有	15年以下	70	70	3	15	49	49	2	-	-	-	-	-	-	-	-	122
期懲	10年以下	138	137	6	28	86	97	11	2	3	-	1	2	1	-	-	219
役	7年以下	80	80	3	19	63	57	4	1	-	-	-	-	-	-	-	242
	5年以下	66	66	2	17	54	40	7	-	-	-	-	-	-	-	-	228
	3年以下	37	35	-	7	24	18	6	1	2	-	2	-	-	-	-	272
	うち 執行猶予	9	7	-	3	1	7	-	-	2	-	2	_	-	-	-	197
罰	<del></del>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
無	罪	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	2	-	-	8
免	訴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そ(	の他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布(控訴審終局分)

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

<sup>2</sup> 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

<sup>3</sup> 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。

<sup>4</sup> 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

<sup>5</sup> 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数 には計上した。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

		控				訴審の結	i果				第余
1	第一審の結果	1.訴審終局人員	控訴棄却	破棄差戻	に よ る り 7 条 1 項 ほ り 7 条 1 項 も の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	破棄自判	に よ る り 7 条 1 項 り 系 系 系 系 系 の る の る り る り る り る る り る る る る る る る の る る の る る の る る の る の	取下げ	その他	上告申立人員	那一審終局人員 参考)
総数	ζ	438	340	5	5	57	25	36	-	167	1,206
死开		1	1	-	ı	-	_	-	ı	1	4
無其	<b>用懲役</b>	11	10	-	-	1	1	_	_	10	18
	30年以下	-	-	-	-	-	_	_	-	-	7
	25年以下	7	4	1	1	1	-	1	1	1	13
	20年以下	26	21	-	1	2	2	3	1	11	46
有	15年以下	70	55	1	1	8	3	6	1	30	122
期懲	10年以下	138	113	1	1	14	6	10	ı	53	219
役	7年以下	80	60	_	ı	12	6	8	_	28	242
	5年以下	66	50	-	ı	12	5	4	J	22	228
	3年以下	37	24	2	2	7	2	4	1	11	272
	うち執行猶予	9	5	2	2	-	-	2	ı	5	197
罰金	È	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-
無罪	1	2	2	_	-	_	-	-	-	-	8
免訓	ŕ	-	-	_	-	_	-	-	-	-	1
その	他	-	_	-	_	-		_	_	-	24

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

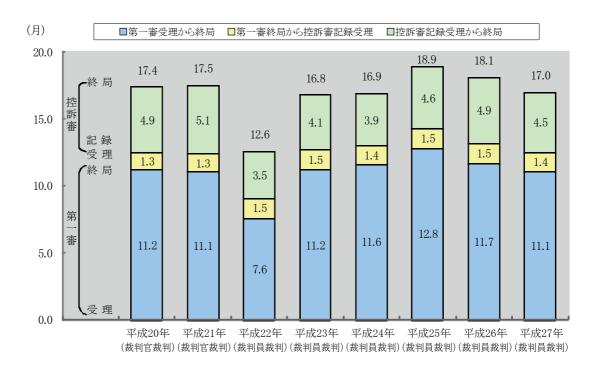
<sup>2 「</sup>上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

	破棄人員
終局人員	438
破棄人員	62
(破棄率(%))	(14.2)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	2
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	1
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	3
量刑不当(刑事訴訟法381条)	3
事実誤認(刑事訴訟法382条)	24
判決後の情状(刑事訴訟法393条2項)	32
その他	-

- (注) 1 刑事控訴事件票による実人員である。
  - 2 破棄理由が2以上の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

#### (参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



#### (注) 1 刑事控訴事件票による。

2 控訴審における終局人員のうち,処断罪名などが現住建造物等放火,通貨偽造,偽造通貨行使,(準)強制わいせつ致死傷,(準)強姦致死傷,集団(準)強姦致死傷,殺人,傷害致死,危険運転致死,身代金拐取,拐取者身代金取得等,強盗致傷,強盗致死(強盗殺人),強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年においては平成25年法律86号による改正前の 刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

3 終局人員は、平成22年(215人)、平成23年(452人)、平成24年(397人)、平成25年(367人)、平成26年(356人)及び平成27年(353人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

### 7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成27年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布(上告審終局分)

						被	告人	側					検	察官	'側						双力	î		
:	控訴領	審の結果	告審終局人員総数	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他
総数	:		177	56	39	68	94	127								2	1	1	2	-	-			
控訴	訴棄却 156 52 34 死刑						84	114	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-
	死刑無期		-	-	-	-	1	-	-	_	-	_	-	_	_	_	1	-	-	-	-	-	1	-
	無期 30年以下		3	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	1	1	2	-	-
		30年以下	1	1	_	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	1	_
		25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
		20年以下	3	ı	1	1	1	3	-	-	-	-	_	-	ı	-	1	ı	_	-	-	-	_	_
破棄	   有	15年以下	3	-	2	1	1	2	-	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_
自判	期懲	10年以下	3	-	1	ı	1	2	-	-	-	-	_	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	_	_
+1	役	7年以下	6	1	1	1	3	2	1	-	_	-	_	-	ı	ı	-	-	_	-	_	-	_	_
		5年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
		3年以下	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	_	-	ı	-	-	ı	_	_	_	_	_	_
		うち 執行猶予	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_
	無罪				_	_	_																	
破棄	差戻	し・移送	ı	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	_				-			
公訴	棄却		-	-	-						-	-												

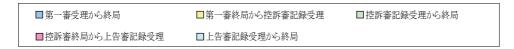
- (注) 1 刑事上告事件統計カードによる実人員である。
  - 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。
  - 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
  - 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

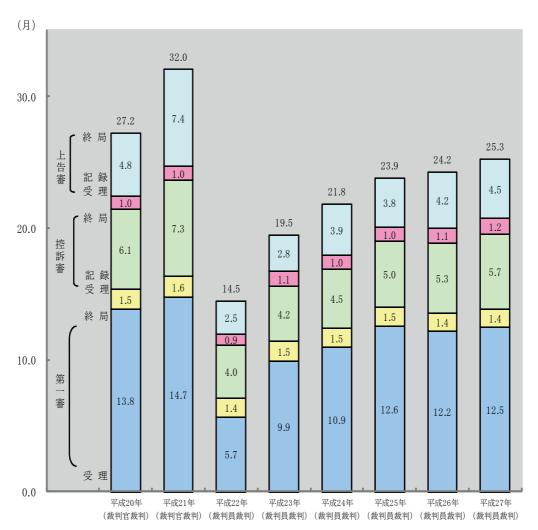
図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

			上	上告	棄却	破	棄		
	控訴	千審の結果	告審終局人員	判決	決定	差戻し・移送	自判	公訴棄却	取下げ
総数			177	3 15		_	-	_	20
控訴	控訴棄却 		156	3	137	-	-	-	16
	死刑		-	-	-	-	-	ı	_
	無期		3	_	3	-	-		_
		30年以下	1	_	1	-	-		-
		25年以下	-	-	-	-	-	-	_
		20年以下	3	-	3	-	_	-	_
破棄	有	15年以下	3	-	2	-	-	-	1
自判	期懲	10年以下	3	-	2	-	-	_	1
ניד	役	7年以下	6	-	4	-	-	-	2
		5年以下	1	_	1	-	_	_	-
		3年以下	1	_	1	-	_	_	_
		うち執行猶予	1	_	1	-	_	_	_
	無罪		_	_	_	_	_	_	_
破棄	破棄差戻し・移送		_	-	-	-	_	_	_
公訴	公訴棄却		-	-	-	-	_	_	_

<sup>(</sup>注) 刑事上告事件統計カードによる実人員である。

#### (参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移





#### (注) 1 刑事上告事件統計カードによる。

- 2 上告審における終局人員のうち, 処断罪名などが現住建造物等放火, 通貨偽造, 偽造通貨行使, (準)強制わいせつ致死傷, (準)強姦致死傷, 集団(準)強姦致死傷, 殺人, 傷害致死, 危険運転致死, 身代金拐取, 拐取者身代金取得等, 強盗致傷, 強盗致死(強盗殺人), 強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。
- 3 終局人員は、平成22年(裁判員裁判) (33人)、平成23年(裁判員裁判) (154人)、平成24年(裁判員裁判) (173人)、平成25年(裁判員裁判) (159人)、平成26年(裁判員裁判) (170人)及び平成27年(裁判員裁判) (133人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(裁判官裁判) (259人)及び平成21年(裁判官裁判) (277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

## 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する 統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。 弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員 (罪名別)

	判決人員	私選弁記 選任され		国選弁記選任され	
総数	1,182	211	(17.9)	1,022	(86.5)
殺人	290	42	(14.5)	261	(90.0)
強盗致傷	229	35	(15.3)	205	(89.5)
傷害致死	118	26	(22.0)	97	(82.2)
現住建造物等放火	110	6	(5.5)	104	(94.5)
覚せい剤取締法違反	106	10	(9.4)	98	(92.5)
(準)強制わいせつ致死傷	97	28	(28.9)	72	(74.2)
(準)強姦致死傷	82	17	(20.7)	72	(87.8)
麻薬特例法違反	31	15	(48.4)	19	(61.3)
危険運転致死	26	10	(38.5)	18	(69.2)
強盗致死(強盗殺人)	18	3	(16.7)	18	(100.0)
強盗強姦	16	4	(25.0)	12	(75.0)
集団(準)強姦致死傷	12	-		12	(100.0)
偽造通貨行使	7	2	(28.6)	5	(71.4)
傷害	7	1	(14.3)	7	(100.0)
保護責任者遺棄致死	6	2	(33.3)	4	(66.7)
通貨偽造	4	1	(25.0)	3	(75.0)
(準)強姦	4	1	(25.0)	3	(75.0)
銃刀法違反	4	1	(25.0)	3	(75.0)
逮捕監禁致死	3	3	(100.0)	_	
強盗	3	_		3	(100.0)
非現住建造物等放火	2	-		2	(100.0)
激発物破裂	2	2	(100.0)	_	
建造物等以外放火	1	_		1	(100.0)
保護責任者遺棄等	1	-		1	(100.0)
営利拐取等	1	1	(100.0)	1	(100.0)
爆発物取締罰則違反	1	1	(100.0)	_	
麻薬取締法違反	1	_		1	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2</sup> 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計 上した。

<sup>3 ( )</sup>は判決人員に対する割合(%)である。4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自 動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員	うち通訳翻訳人の 付いた外国人	
総数	1,182	126	(10.7)
殺人	290	7	(2.4)
強盗致傷	229	9	(3.9)
傷害致死	118	2	(1.7)
現住建造物等放火	110	2	(1.8)
覚せい剤取締法違反	106	86	(81.1)
(準)強制わいせつ致死傷	97	2	(2.1)
(準)強姦致死傷	82	5	(6.1)
麻薬特例法違反	31	4	(12.9)
危険運転致死	26	_	
強盗致死(強盗殺人)	18	3	(16.7)
強盗強姦	16	_	
集団(準)強姦致死傷	12	3	(25.0)
偽造通貨行使	7	_	
傷害	7	1	(14.3)
保護責任者遺棄致死	6	-	
通貨偽造	4	_	
(準)強姦	4	_	
銃刀法違反	4	1	(25.0)
逮捕監禁致死	3	_	
強盗	3	_	
非現住建造物等放火	2	-	
激発物破裂	2	-	
建造物等以外放火	1	-	
保護責任者遺棄等	1	_	
営利拐取等	1	-	
爆発物取締罰則違反	1	-	
麻薬取締法違反	1	1	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

<sup>2 ( )</sup> は判決人員に対する割合(%)である。

<sup>3 「</sup>危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑 法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	126
タイ語	23
英語	22
中国語	19
北京語	17
広東語	2
ペルシャ語	11
スペイン語	9
フィリピノ(タガログ)語	8
ポルトガル語	7
韓国•朝鮮語	5
ベトナム語	2
ドイツ語	2
ネパール語	2
フランス語	2
ロシア語	2
チェコ語	2
ルーマニア語	2
インドネシア語	1
シンハラ語	1
トルコ語	1
タミール語	1
スウェーデン語	1
スロバキア語	1
デンマーク語	1
リトアニア語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、図表81のとおりであり、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は45件あった。

なお, 手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

# 図表 8 0 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員 (該当なし)

図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者,裁判員等の員数

		選任手続期 日に出席した 裁判員候補 者	選任された 裁判員・補充 裁判員
総数	(	32,598	9,060
	うち手話通訳	9	_
	うち要約筆記	5	1
	うち点字翻訳	2	_

- (注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
  - 2 1以外の人員は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。

# 図表82 裁判員法違反事件の処理状況 (該当なし)